

第 6 次
相生市総合計画
(案)

(6 / 8 総合計画等審議会資料)

令和●年●月
相生市

【目次】

第1部 総論.....	1
第1章 総合計画の趣旨.....	2
第1節 計画策定の目的.....	2
第2節 計画の役割と構成.....	2
1 総合計画の役割.....	2
2 総合計画の構成と期間.....	2
第3節 社会潮流.....	4
1 人口減少・少子高齢社会の進行.....	4
2 地域経済・産業構造の変化.....	4
3 安全・安心意識の高まり.....	4
4 価値観やライフスタイルの多様化.....	5
5 地域のつながりの再認識.....	5
6 地方分権の進展と広域連携の推進.....	5
第4節 相生市の現状.....	6
1 相生市の概要.....	6
2 現況.....	7
第2部 基本構想.....	13
第1章 まちづくりの方向性.....	14
第1節 将来像.....	14
1 相生市の将来像.....	14
2 将来像実現のために.....	15
第2節 将来人口.....	15
第3節 土地利用構想.....	16
第2章 まちづくり目標.....	18
第1節 未来を担う人と文化を育むまち.....	18
第2節 安心して暮らせる、強くしなやかなまち.....	18
第3節 健やかな暮らしを守り支え合うまち.....	18
第4節 心地よい生活環境が保たれたまち.....	18
第5節 暮らしを支える都市機能の整ったまち.....	19
第6節 まちづくりを進める土台を強化する.....	19
第3部 基本計画.....	21
第1章 未来を担う人と文化を育むまち.....	24
第1節 輝く子どもを育むまちづくり.....	24
基本施策1-1-1 学びの環境の充実.....	24
基本施策1-1-2 知・徳・体の調和のとれた人材の育成.....	26
第2節 誰もが楽しく学べるまちづくり.....	28
基本施策1-2-1 社会教育環境の充実.....	28
第2章 安心して暮らせる、強くしなやかなまち.....	30

第1節 安全で安心なまちづくり.....	30
基本施策2-1-1 安心して暮らせるまちづくりの推進.....	30
基本施策2-1-2 防災力の強化.....	32
第3章 健やかな暮らしを守り支え合うまち.....	34
第1節 互いに支え合う福祉のまちづくり.....	34
基本施策3-1-1 地域福祉活動の充実.....	34
第2節 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり.....	36
基本施策3-2-1 地域生活支援の充実.....	36
第3節 子育てしやすいまちづくり.....	38
基本施策3-3-1 子育て環境の充実.....	38
基本施策3-3-2 子どもの健やかな発育の支援.....	40
第4節 健康に暮らせるまちづくり.....	42
基本施策3-4-1 地域医療の充実.....	42
基本施策3-4-2 健康づくりと予防対策の推進.....	44
第5節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり.....	46
基本施策3-5-1 日常生活支援の充実.....	46
基本施策3-5-2 地域包括ケアの推進.....	48
第4章 心地よい生活環境が保たれたまち.....	50
第1節 安定した市民生活が送れるまちづくり.....	50
基本施策4-1-1 安定した社会保障制度の推進.....	50
第2節 活気のあるまちづくり.....	52
基本施策4-2-1 安心して生活できる環境の整備.....	52
基本施策4-2-2 市民の協働によるまちづくりの推進.....	54
基本施策4-2-3 まちのにぎわいの創出.....	56
基本施策4-2-4 地域資源を活かした観光の振興.....	58
第3節 環境にやさしいまちづくり.....	60
基本施策4-3-1 豊かな自然環境の保全.....	60
基本施策4-3-2 環境衛生の保持.....	62
第5章 暮らしを支える都市機能の整ったまち.....	64
第1節 快適に暮らせるまちづくり.....	64
基本施策5-1-1 快適な都市機能の維持.....	64
基本施策5-1-2 安心な住環境の保全.....	66
基本施策5-1-3 港湾と河川の保全.....	68
第2節 地域生産力の向上を目指すまちづくり.....	70
基本施策5-2-1 農林水産業の持続的発展.....	70
第6章 まちづくりを進める土台を強化する.....	72
第1節 安定した持続可能な行政経営.....	72
基本施策6-1-1 定住の促進と関係人口の拡大.....	72
基本施策6-1-2 社会の変化に対応する組織と体制の充実.....	74
基本施策6-1-3 安定した行政経営基盤の確立.....	76

第4部 第2次相生市地域創生総合戦略	79
第1章 戦略目標	80
第2章 戦略目標別施策	81
戦略目標1 子育て応援のまち相生 ～自然増対策～	81
施策1 パパママ支援	81
施策2 子どもたちの成長応援	82
施策3 地域の子育て応援	82
戦略目標2 住みたい、帰りたいまち相生 ～社会増対策～	83
施策1 あいおい暮らしサポート	83
施策2 子どもたちの未来を創るあいおいの教育	84
施策3 あいおいプロモーション	84
戦略目標3 働く人の希望が叶うまち相生 ～産業活性化～	85
施策1 魅力ある産業づくり	85
施策2 農水産業の活性化	86
施策3 地域資源を活用した観光振興	86
戦略目標4 安全・安心で住み続けられるまち相生 ～元気づくり～	87
施策1 安全・安心に暮らせるまちづくり	87
施策2 健康長寿なまちづくり	88
施策3 多様な主体による連携・協働のまちづくり	88

第1部 総論

第1章 総合計画の趣旨

第1節 計画策定の目的

本市では、平成23年度からの10年間を計画期間とする第5次相生市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきました。また、人口減少、少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、長引く経済の低迷、格差社会の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化しています。

こうした状況の中、複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、市が積極的な行財政改革を行うことはもとより、市民、事業者、各種団体などとの協働により、今後も長期的な視点でまちづくりを総合的・計画的に進めていく必要があります。

このことから、平成23年には地方自治法が改正され、市町村の基本構想（総合計画）の策定義務がなくなったものの、引き続き、長期的な視点から本市の目指すべき将来像とまちづくりの方向性を明確にするため、相生市自治基本条例に基づく本市の最上位計画として、『第6次相生市総合計画』を策定します。

また、本市の地域創生に向けて第5次総合計画の施策を横断的に示した「相生市もっと活力上昇計画」（以下「第1次総合戦略」という。）の改訂に伴い、本市における地域創生の方向性をより明確にするため、第6次総合計画と一体的に第2次地域創生総合戦略を策定します。

第2節 計画の役割と構成

1 総合計画の役割

総合計画は、市政運営の指針となるもので、まちづくりの基本的な方向と施策・事業を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、分野別計画がより効果的に機能するよう連動性を高めるとともに、地方分権時代にふさわしい自治体経営を進めるためのものです。

また、市民、事業者、各種団体などに本市が進むべき方向を示し、共有することでその諸活動を導くとともに、協働でまちづくりを進めるための指針となるべきものです。

2 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、地域創生総合戦略及び実施計画により構成します。

（1）基本構想

基本構想は、市のあらゆる分野別計画の最上位に位置づけるもので、本市のまちづくりの基本目標を定め、目標を達成する基本的な考え方を施策の大綱として示すものです。

計画期間は、長期的な展望を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

第3節 社会潮流

1 人口減少・少子高齢社会の進行

日本全体の総人口は、既に減少局面に突入し、加えて地方と東京圏の経済格差の拡大などが、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いています。また、出生数の減少と平均寿命の延伸により、年少人口が減少する一方で、老年人口が増加し、令和7年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となることから、後期高齢者の急増が見込まれています。

人口減少及び人口構造の変化は、労働力不足による地域経済の減退、社会保障における市民負担の増加など、まちづくりに大きな影響を与えることから、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方の人口減少問題の解消及び活性化に向けた地方創生の動きが進んでいます。

2 地域経済・産業構造の変化

経済のグローバル化の進展に伴い、全国的に製造業の生産拠点の海外移転が進む一方で、外資系企業の国内進出が顕著となっています。また、国際的な経済連携及び貿易の自由化が進む中で、第1次産業をはじめとする本市産業への影響及び状況の変化に適切に対応していくことが求められています。

さらに、政府による累次の経済政策、インバウンド観光などによる経済の活性化が期待される一方で、少子高齢化の進行などにより各分野にわたっての労働力不足が深刻化しています。

3 安全・安心意識の高まり

平成23年の東日本大震災及び紀伊半島大水害をはじめ、平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨など、自然災害が多発し大きな被害をもたらしています。国では、平成25年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する「国土強靱化基本法」が施行され、危機管理体制の構築や被害を最小限にするための地域の実情に即した防災・減災対策が必要となっています。

近い将来、南海トラフ地震の発生が予測される中、引き続き、市民の生命、身体及び財産を守る災害対策の推進とともに、市民の防災意識を高め、地域を挙げた防災対策の更なる推進が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に対して適切かつ迅速に対応することが必要となっています。

さらに、悪質で多様化する犯罪など市民の日常生活の安全を脅かす事案が増大し、安心なまちづくりに対する意識がますます高まっています。

4 価値観やライフスタイルの多様化

社会や経済の成熟、国際化の進展、情報通信技術の発達などに伴い、市民の価値観及びライフスタイルが多様化し、特に、個人の価値観においては、物質的な豊かさよりも、ゆとりや安らぎといった精神的な豊かさを重視する傾向が強まっています。そのような中で、一人ひとりの価値観に応じた働き方、学び方、暮らし方など多様な選択が可能となる環境が求められており、心身の健康づくり及びワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、豊かな人間性を育む教育・文化の振興などに取り組む必要があります。また、新型コロナウイルス後のライフスタイルとして、密集・密接・密閉の回避やテレワークの推進など新しい生活様式への転換が求められています。

さらに、携帯端末、インターネットの普及などをはじめとする情報通信技術の発達は、人々の生活の利便性、作業効率の向上及び情報発信力の強化につながり、その役割は大きくなっています。一方で、プライバシーの保護及び情報セキュリティの確保といった新たな課題への対策が重要となっています。

5 地域のつながりの再認識

人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの多様化などを背景として、地域のつながりが希薄化しており、コミュニティ機能の低下が懸念されています。一方で、東日本大震災をきっかけに、人と人との助け合いや支え合いの大切さが再認識されています。

複雑化・多様化する地域課題に対応するためには、行政と地域の担い手である市民、事業者、各種団体などが、適切な役割分担と協調関係のもとで、パートナーとして関係を築き、それぞれの役割を担っていくことが重要です。

6 地方分権の進展と広域連携の推進

平成12年の地方分権一括法の施行以降、政府による義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大、権限移譲などが進み、地方自治体は自らの責任と判断の下、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のあるまちづくりを進めることが求められています。

しかし、地方を取り巻く情勢は、人口減少、少子高齢化、国の制度改正などの影響により、市税収入は減少傾向にある一方で、社会保障関係経費が増加傾向にあり、今後も同様に厳しい財政状況が続くと予測される中で、行政能力の向上、効果的・効率的な行政運営の推進、持続可能な安定した財政基盤の確立など、より一層の行財政改革と広域連携に取り組む必要があります。

時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを進めるためには、「選択と集中」による効果的、かつ、広域連携による効率的な行政運営を行うとともに、高度情報技術の活用など、利便性の高い新たなサービスの展開を図る必要があります。

第4節 相生市の現状

1 相生市の概要

(1) 位置と面積

本市は、兵庫県の南西部（東経134度28分、北緯34度48分）に位置し、南は播磨灘に面し、北はたつの市・上郡町、東はたつの市、西は赤穂市・上郡町にそれぞれ境を接しており、市域の東西は約8km、南北は約20kmと南北方向に細長い形で、総面積90.40km²のまちです。

(2) 地形

本市は、市域のほとんどが西播丘陵を中心とする200～500mの山並みに囲まれ、湾岸部にまで山が迫っているため、宅地などは約15%で平坦な土地が乏しくなっています。市の中央部には、わずかに平野部が東西に伸び、そこから数km離れたかたちで北と南にそれぞれ伸びる平坦な土地があり、北部の集落及び南部の市街地を形成しています。

南端は、瀬戸内海国立公園、北部丘陵地帯の一部は、西播丘陵県立自然公園にそれぞれ指定され、海と山の自然あふれる豊かな環境を有しています。

(3) 歴史

中世には、現在の市域の大部分は「矢野荘」となり、皇室領荘園、後に京都の東寺（教王護国寺）領荘園として治められました。江戸時代中期には、旧市域が赤穂藩領となるなど、6つの藩領となりました。

明治22年の市町村制の施行によって近世の行政村を併合しながら相生村、那波村、若狭野村などが誕生し、相生村、那波村はそれぞれ町制を敷いた後、昭和14年に合併し相生町となり、戦時中に造船業が規模を拡大したことにより、人口が急増し、昭和17年に相生市が誕生しました。

終戦後、一時人口は減少しましたが、造船業を中心として経済活動も活発となり、人口の増加に伴い住宅地化が進むとともに、昭和26年には揖保郡揖保川町の大字那波野を合併し、さらに昭和29年には赤穂郡若狭野村と矢野村を合併し、現在の市域となりました。

工業・造船都市として発展してきた本市は、造船業をめぐる構造不況の影響を受け、産業活動の停滞、人口の急減などを経験し、市民生活にも大きな影響が出たため、産業面では脱造船を目指し新規産業への転換・多角化を進めてきました。

その後、喫緊の課題である人口減少及び少子化の進行を抑制するため、平成23年4月には、「子育て応援都市」宣言を行い、「あいおいが暮らしやすい11の鍵」をはじめ、子育て・教育支援に積極的に取り組んでいます。

2 現況

(1) 人口と世帯

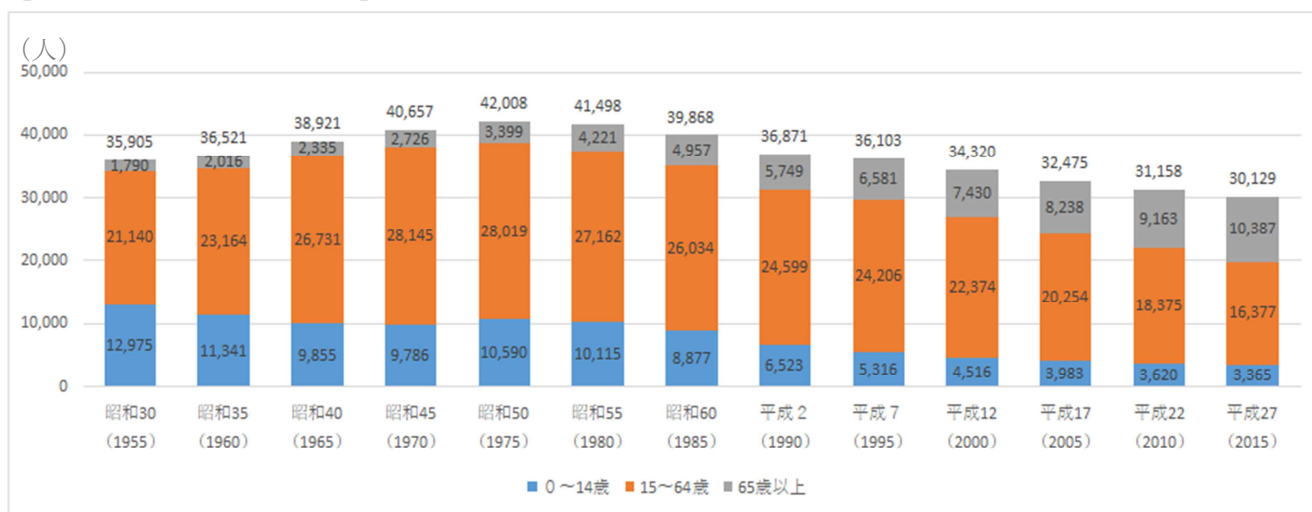
ア 推移

日本の総人口が減少局面にある中、本市においても人口は昭和50年頃から減少を続けています。

また、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加に伴う少子高齢化も進行し、平成27年の年齢構成人口では、0～14歳の年少人口が11.2%、15～64歳の生産年齢人口が54.3%、65歳以上の老年人口が34.5%となっており、平成17年と比べ年少人口が1.1ポイント減少している反面、老年人口が9.1ポイント増加しています。

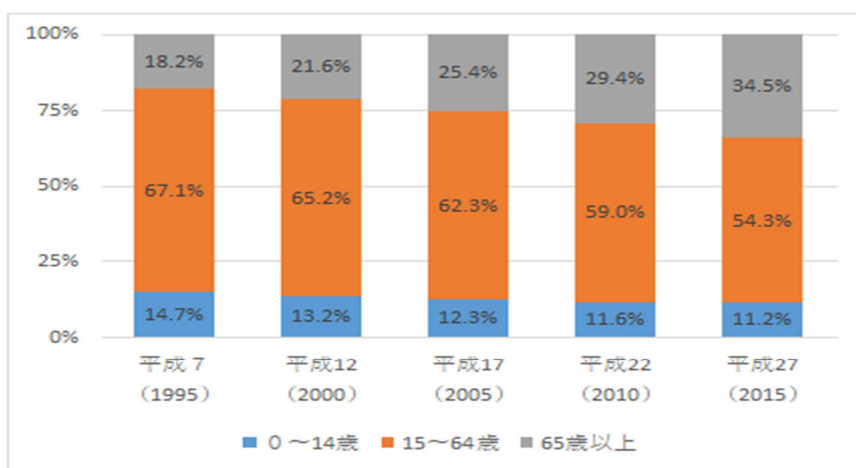
世帯数については、増加傾向にあるものの、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、核家族世帯、一人暮らしの高齢者世帯の増加がうかがえます。

【年齢3区分別人口の推移】



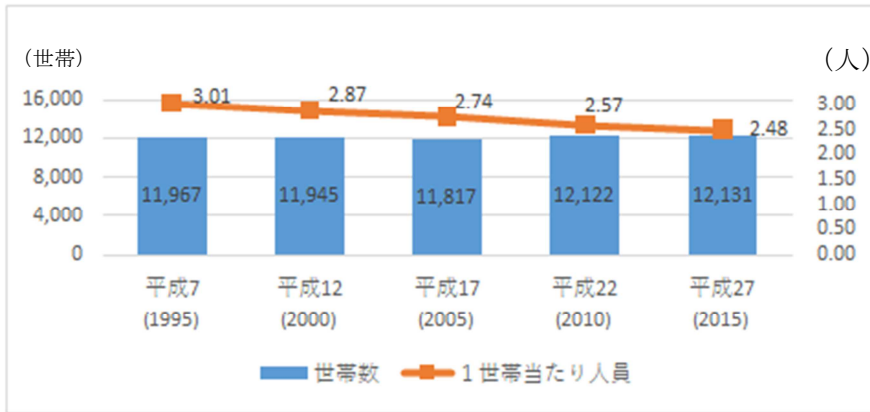
資料：国勢調査

【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：国勢調査

【世帯数の推移】



資料：国勢調査

イ 相生市人口ビジョン（将来推計人口）

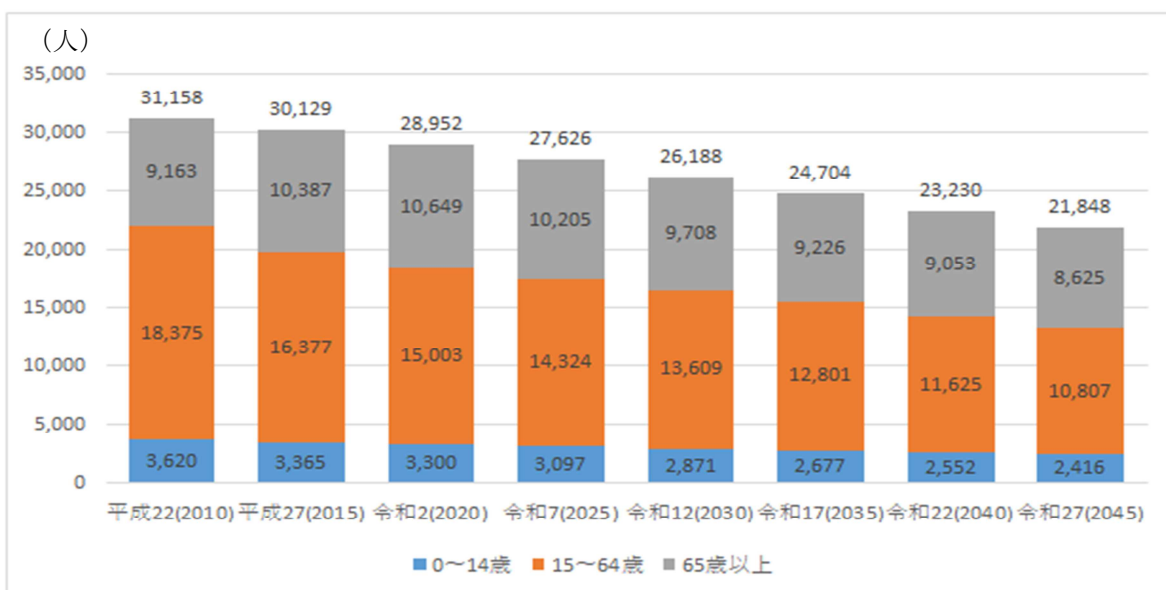
国立社会保障・人口問題研究所が実施した平成27年国勢調査の結果を基にした、本市の推計人口は、令和27年には人口が21,848人と、平成27年の約7割となることが予測されています。

しかしながら、この予測は、平成22年国勢調査の結果を基にした、推計人口に比べ、僅かながら上振れをしています。これは、平成23年度から取り組んでいる子育て・教育支援及び定住促進施策の成果の一つであると考えられます。

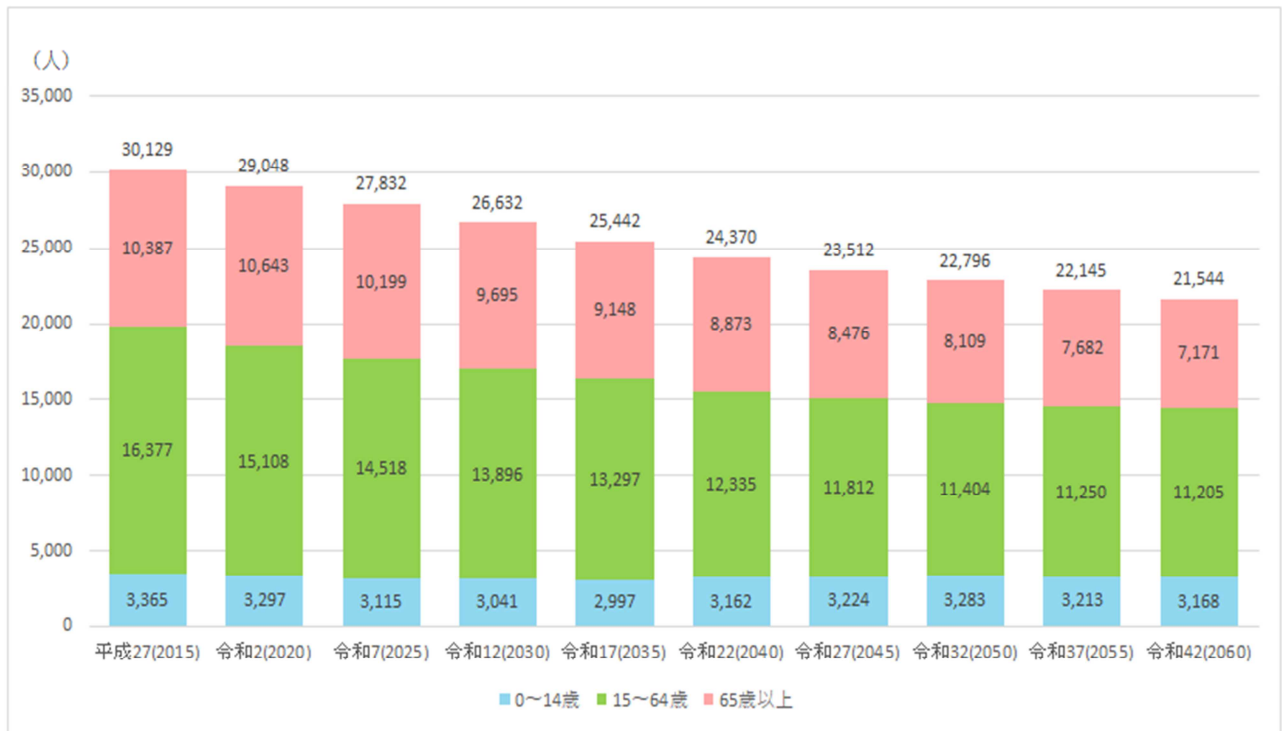
今後も引き続き、人口減少の抑制とまちの活力上昇に向けて、子育て世代をはじめとする若い世代の定住の場として、子育て・教育支援及び定住促進施策をはじめ、まちづくりや経済基盤の強化に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

本市の独自推計では、子育て世代の出産・子育て支援及び若者・壮年層の市内雇用を拡充するなどの地域創生総合戦略の展開などにより、相生市人口ビジョンにおける令和42年の目標人口を約22,000人としています。

【国立社会保障・人口問題研究所準拠による人口推計（平成27年国勢調査）】



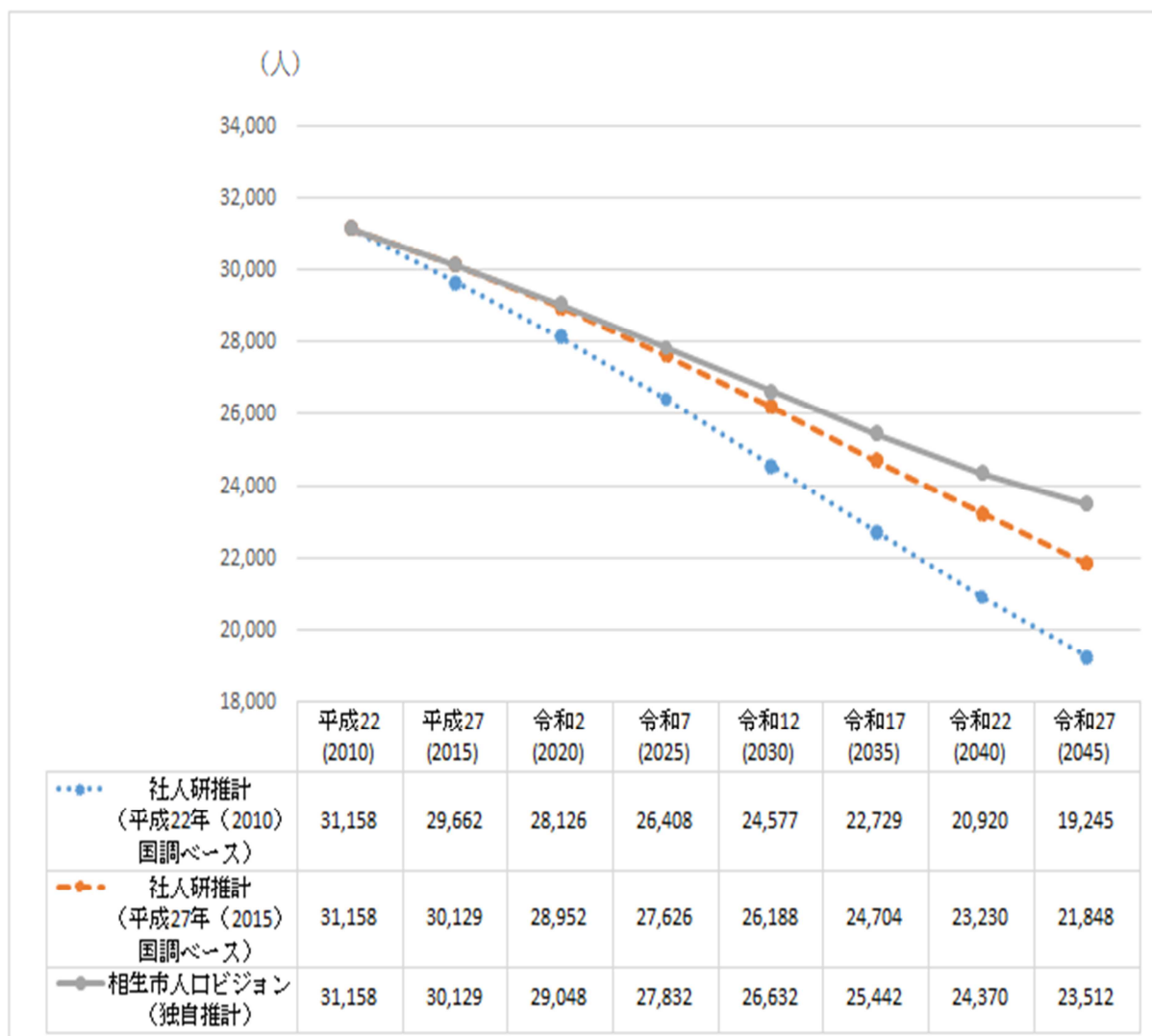
【独自推計による推計人口（相生市人口ビジョン）】



※ 独自推計の算定方法

項目	考え方
自然動態	<ul style="list-style-type: none"> ●合計特殊出生率を平成27～令和元年/1.48、令和2～11年/1.6、令和12～21年/1.8、令和22年/2.07と、段階的に上昇させ、令和22年以降は一定で設定。 (参考：国 令和2年/1.6、令和12年/1.8、令和22年/2.07)
社会動態	<ul style="list-style-type: none"> ●20～50代の若者・子育て世代・壮年層を中心に平成27年以降、段階的に転入超過で設定。 ●20～50代以外については、国立社会保障・人口問題研究所の設定した社会移動率に対し、平成27年で0.5倍、その後段階的に縮小し、令和22年以降は移動率を均衡させ、その後は一定で設定。 ●上記の考え方により転入促進・転出抑制を図り、令和2～6年に社会増減年間0人、令和7～16年で社会増年間約30～50人、令和17年以降で社会増年間約110～130人で設定。

【推計人口の推移】



(2) 経済

本市は、造船を中心とする工業都市として発展し、昭和60年頃までは第2次産業就業者が5割近くを占めていました。近年は産業構造にも変化が見られ、平成27年には第2次産業就業者が32.7%、第3次産業就業者が65.1%となっています。

若年層の進学、就職に伴う転出などによる生産年齢人口の減少とともに、市内の15歳以上就業者数は減少傾向にあり、市民ワークショップ及び高校生ワークショップでも、若者が働ける場の確保が求められています。

また、本市は歴史的資源や豊かな自然環境を有しており、こうした地域資源を有効に活用した観光振興も求められています。

このような社会経済情勢の中において、特産品、地場産業などを活用した地域の活性化及び若者、女性などをはじめとした雇用を確保するため、第1次・第2次産業の基盤の維持をはじめ、第3次産業など商工業を中心とした起業支援に取り組むとともに、連携中枢都市圏を活用した雇用の確保、農水産業の6次産業化など、まちの活力の維持・増進を図る必要があります。

(3) 交通

本市は交通の利便性が高く、鉄路では、JR 山陽本線、赤穂線及び山陽新幹線が走り、JR 相生駅及び JR 西相生駅の 2 駅があり、新幹線利用で東京まで約 3 時間 30 分、大阪まで約 50 分、在来線利用で神戸まで約 1 時間の距離です。

陸路では、高速自動車道路として、山陽自動車道が市域を東西に走り、龍野西 IC が近接しています。さらに、播磨 JCT 及び播磨自動車道が整備されるなど、中国横断自動車道姫路鳥取線が全線の一体的な供用に向け整備中であり、整備完了すれば山陽自動車道・中国縦貫自動車道・中国横断自動車道が結ばれ、播磨科学公園都市を含めた広域アクセスが飛躍的に向上します。また、京阪神と九州を結ぶ国土幹線道路の国道 2 号、国道 250 号、県道姫路上郡線、県道相生宍粟線及び現在整備中の県道竜泉那波線は、広域道路網として重要な役割を果たすものと期待されます。

海路では、平成 18 年度に公共バースが整備され、平成 19 年度には「道の駅・海の駅あおいおい白龍城」が海の駅に登録されるとともに、相生湾が近畿初となる「みなとオアシス」に登録されるなどの整備がされています。

こうした交通の利便性は本市の最大の強みの一つであり、その強みを活用したまちづくりが求められています。

(4) 財政

ア 歳入・歳出の推移

歳入の状況を見ると、相生市文化会館の建設に多額の市債を借り入れた平成 27 年度を除き、近年は、130 億円前後で推移しています。その内訳において、地方交付税、国支出金に依存している部分が多く、平成 30 年度の自主財源比率は、歳入全体の約 45% となっています。

歳出の状況を見ると、高齢化の進行などにより歳出総額に占める扶助費の割合は上昇傾向となっています。

【収支の推移】

単位：千円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入総額	14,753,052	16,905,411	13,781,384	13,227,277	12,682,976
歳出総額	13,824,161	16,357,500	13,362,207	12,838,216	12,255,934
形式収支	928,891	547,911	419,177	389,061	427,042
翌年度に繰越べき財源	419,925	35,858	29,204	16,171	62,514
実質収支	508,966	512,053	389,973	372,890	364,528

資料：財政状況資料集

【歳入の状況】

単位：千円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市 税	4,426,456	4,338,469	4,300,584	4,327,284	4,388,622
地方交付税	3,370,850	3,408,332	3,322,482	3,248,526	3,184,605
国庫支出金	1,678,363	2,093,994	1,581,892	1,458,547	1,400,389
その他	5,277,383	7,064,616	4,576,426	4,192,920	3,709,360
普通会計の歳入総額	14,753,052	16,905,411	13,781,384	13,227,277	12,682,976

資料：財政状況資料集

【歳出の状況】

単位：千円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
義務的経費	5,993,521	5,905,528	5,923,506	5,910,891	5,850,429
うち 人件費	2,101,114	1,926,798	1,854,756	1,841,856	1,901,039
扶助費	2,329,150	2,400,385	2,492,270	2,561,226	2,435,917
公債費	1,563,257	1,578,345	1,576,480	1,507,809	1,513,473
投資的経費	1,796,852	4,333,524	1,261,840	1,318,930	702,063
その他	6,033,788	6,118,448	6,176,861	5,608,395	5,703,442
普通会計の歳出総額	13,824,161	16,357,500	13,362,207	12,838,216	12,255,934

資料：財政状況資料集

イ 収支実績と見通し

普通会計収支の実績をみると、黒字・赤字の判断基準となる実質収支は、黒字となっているものの、実質単年度収支をみると、平成26年度から各年度、赤字となっており財政調整基金に頼った財政運営となっています。また、長期的には人口減少などによる税収の伸び悩み、高齢化の進行などによる社会保障関係経費の増加が見込まれ、厳しい財政状況が継続すると見込まれます。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、歳入における市税などの減少と、歳出における扶助費、公債費などの経常的経費の増加から、高い傾向となっており、今後も高い水準で推移していくと予想されます。

財政力指数は、数値が大きいほど財政的に豊かであり、平成27年度以降は他の類似団体と同程度となっています。

このような状況においても、持続可能な財政運営を行うため、行財政健全化に継続して取り組む必要があります。

【財政指標】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実質収支比率	(%)	6.3	6.3	4.8	4.6	4.6
経常収支比率	(%)	97.4	95.9	98.7	98.8	98.7
財政力指標	相生市	0.56	0.55	0.55	0.56	0.57
	類似団体	0.65	0.55	0.57	0.58	0.58

資料：財政状況資料集

第 2 部 基本構想

第1章 まちづくりの方向性

第1節 将来像

将来像

いのち輝き 絆ひろがる あいのまち

1 相生市の将来像

本市において、これまでの10年間「いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち」を将来像として、市民一人ひとりが絆でつながり、相手を思いやる気持ちを持ちながら、本市の持っている資源及び特性をより活用し、未来の世代に引き継ぐ持続可能な定住性の高いまちづくりを進めてきました。

これからの10年間のまちづくりでは、少子高齢化の進行、地域創生の進展などにより地域間競争の時代を迎え、これまでの、事業の手続き、プロセス、事務処理の適正さなどに重点を置く「行政運営」に加え、社会の変化に迅速に対応しつつ、地域の特性をまちづくりにより濃く反映させ、市民の満足度が向上するよう成果に重点を置く「行政経営」を推進します。

また、これまで築いてきた絆を更に大きく広げ、市民だけではなく、本市に関わりのある全ての人々が絆でつながることでこれまでの取り組みを加速させ、引き続き本市の持っている資源をより豊かなものにし、未来の世代に引き継ぐ持続可能な定住性の高いまちづくりを進めていきます。

2 将来像実現のために

地域のニーズが多様化する社会においては、行政だけでなく意欲と能力を備えた市民、企業、地域を支える自治会、NPO、まちづくり団体など多様な主体が地域経営の担い手として、公共的な役割を担っていくことが求められています。

行政は、専門的な役割、分野はもとより、参画と協働を基礎とした自治を推進するため、説明責任の徹底及び積極的な行政情報の公開と提供により透明性の向上を図るとともに、市民、企業、地域を支える自治会、NPO、まちづくり団体など多様な主体の活動及び相互連携を支援します。

行政を含む多様な主体が、相互に連携・協力しながら、地域課題を解決していくとともに、市の将来像の実現のため、また、市民一人ひとりの自己実現、地域の活性化などのため、参画と協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

第2節 将来人口

相生市人口ビジョンでは、子育て世代の出産・子育て支援、若者・壮年層の市内雇用を拡充するなどの事業を推進することにより、令和12年の推計人口は、26,632人となると予測しています。

このため、本計画の推進により人口減少を緩やかにし、令和12年度の目標年度において、27,000人を確保することを目標とします。

第3節 土地利用構想

本市は、ほとんどが山で囲まれ、平地からなる市街地である中央部地域、相生湾を取り囲む南部地域及び森林・農地が広がる北西部地域の三分で構成されています。南部地域には大規模な工業用地、中央部地域には公共サービス施設、商業施設が集積され、北西部地域の河川沿いに農地が広がり、集落が点在しています。

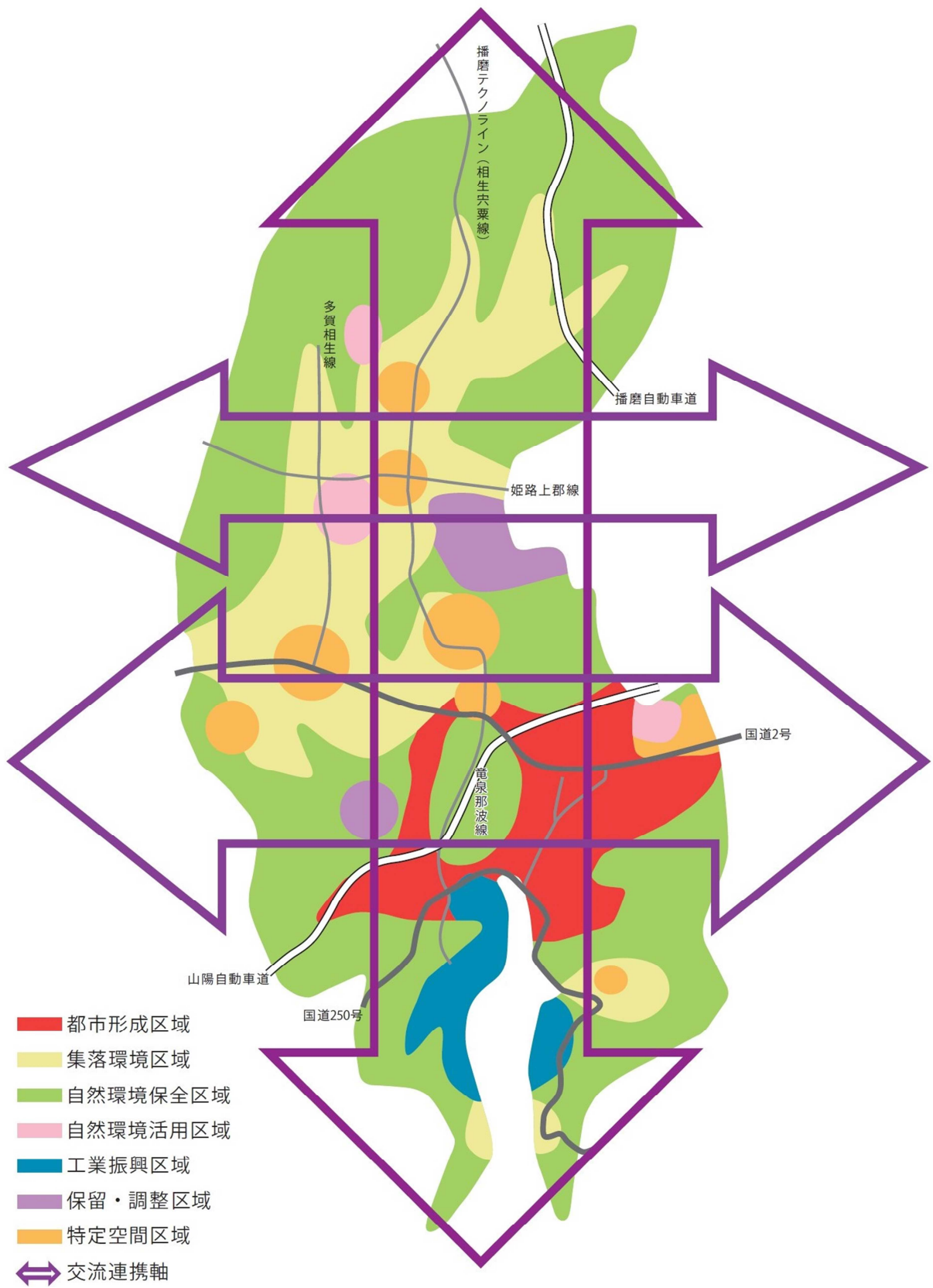
そのため、土地の利用に当たっては、各地域の自然的、社会的及び経済的な特性を活かしながら、総合的かつ計画的な土地利用を図る必要があります。

そこで、市の将来像の実現を目指し、市域における秩序ある土地利用を推進するため、土地利用の現況、地域特性などを考慮し、長期的展望に立ち土地利用区分を設定します。

区域	内容
都市形成区域	中央部既成市街地、土地区画整理事業施行済み地区などの行政、商業・業務、観光・交流などの都市機能が充実し、道路など生活基盤は整備され、生活環境の利便性が高い地域を都市形成区域とする。
集落環境区域	南部、北西部地域の農業生産基盤を活かしながら生活する農漁村地域を集落環境区域とする。
自然環境保全区域	豊かな自然景観の保全に努めるとともに、災害の防止、水源かん養などの公益的機能の維持保全が必要な区域を自然環境保全区域とする。
自然環境活用区域	公益的機能の維持保全に配慮しながら、キャンプ場、ゴルフ場などの自然を活用する区域を自然環境活用区域とする。
工業振興区域	企業の立地促進を図る地域として、相生湾臨海部に位置する工業地域を工業振興区域とする。
保留・調整区域	土地利用転換が見込まれるが、現段階においては転換時期などが決定していない区域を保留・調整区域とする。
特定空間区域	生活環境の維持のため、公共公益施設、商業・産業施設などの土地利用を検討する地域を特定空間区域とする。

軸	内容
交流連携軸	市内外の東西・南北を結ぶ国道・県道を交流連携軸と位置づけ、市民の日常生活、様々な都市活動における円滑な移動を支える連携軸。

■土地利用構想図



第2章 まちづくり目標

本市の将来像を実現するため、次のまちづくり目標を設定し、計画を総合的及び体系的に推進していきます。

第1節 未来を担う人と文化を育むまち

子どもの未来づくりに向け、学校、家庭、地域及び行政が一体となり、子どもや青少年の教育を推進します。また、市民一人ひとりが自主的・自発的に学習活動、スポーツ活動及び文化芸術活動に取り組める環境整備を推進します。

教育・スポーツ・文化芸術活動を通して、市民一人ひとりが生涯を通じて成長を続け、未来に夢と希望をつなぐ人づくりを推進するまちを目指します。

第2節 安心して暮らせる、強くしなやかなまち

地震、水害などの自然災害に備えるために、市民、関係機関及び地域と連携しながら地域防災力の向上を推進します。また、犯罪及び事故のない安心して暮らせるまちづくり体制の充実を図ります。

市民の生命と財産を守るための防災・減災及び防犯体制の充実を通して、全ての市民が安全・安心して暮らせるまちを目指します。

第3節 健やかな暮らしを守り支え合うまち

市民の健康づくりを促進するとともに、医療体制及び各種福祉の充実を図っていきます。また、市民、ボランティア、行政及び関係機関がお互いを支え合いながら共生できる福祉社会づくりを推進します。

複雑多様化する福祉ニーズに総合的に対応する体制づくりを図り、市民誰もが生涯を通して、健やかで自分らしく暮らせるまちを目指します。

第4節 心地よい生活環境が保たれたまち

環境負荷の低減に努め、生活環境の保全を図るとともに、循環型社会を推進します。また、創業支援、経営基盤の安定化などと合わせて、就労環境の充実を図ることで、商工業の振興を図るとともに、豊かな環境などの地域資源を有効に活用した観光振興を推進します。

良好な生活環境を保ちながら、地球環境にやさしいまちづくりを目指すとともに、産業・観光の活性化を図り、活力あるまちを目指します。

第5節 暮らしを支える都市機能の整ったまち

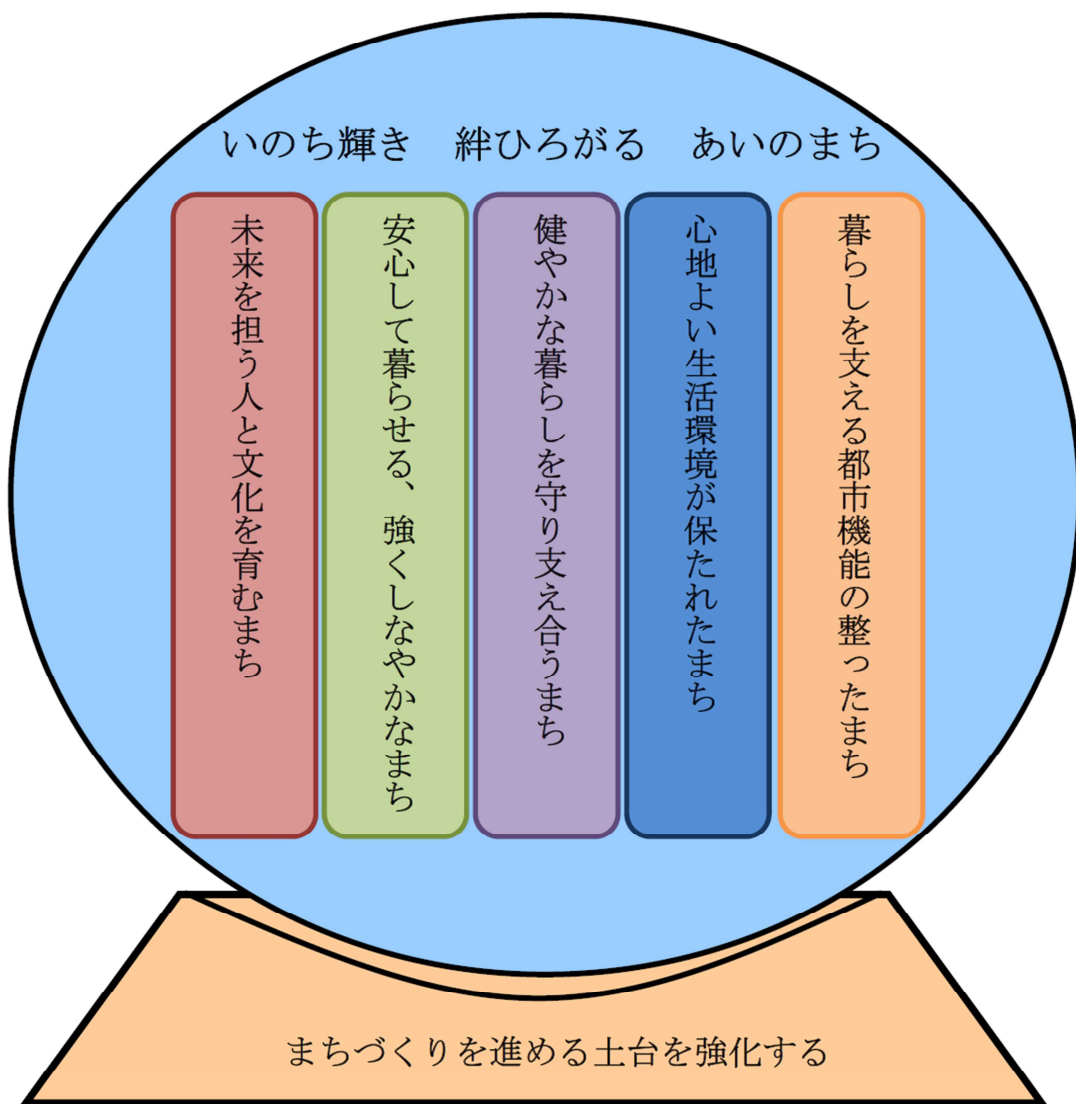
子どもから高齢者まで、あらゆる世代が生活しやすく、快適な住空間を構築するために、下水道、生活道路、公営住宅及び市営住宅の維持整備、また、農村環境の維持、農業生産基盤の整備などを推進します。

市民生活と地域を支える都市基盤の整備を進め、全ての人が快適に生活できる定住性の高いまちを目指します。

第6節 まちづくりを進める土台を強化する

行政課題や市民ニーズが複雑多様化し、財政状況が今後ますます厳しくなることが予想される中で、質の高い市民サービスを安定的に提供できるよう、行政改革を核とした効率的・効果的な行政経営を推進します。

将来像実現のために、成果を重視し効率的かつ効果的で、持続可能な行政経営を行うまちを目指します。



余白

第 3 部 基本計画

いのち輝き 絆ひろがる あいのまち	第1章 未来を担う人と文化を育むまち	第1節 輝く子どもを育むまち 第2節 誰もが楽しく学べる
	第2章 安心して暮らせる、強くなやかなまち	第1節 安全で安心なまち
	第3章 健やかな暮らしを守り支え合うまち	第1節 互いに支え合う福祉 第2節 障害のある人が安心 第3節 子育てしやすい 第4節 健康に暮らせる 第5節 高齢者がいきいきと
	第4章 心地よい生活環境が保たれたまち	第1節 安定した市民生活が 第2節 活気のあるまちづくり 第3節 豊かな自然環境の
	第5章 暮らしを支える都市機能の整ったまち	第1節 快適に暮らせるまち 第2節 地域生産力の向上
	第6章 まちづくりを進める土台を強化する	第1節 安定した持続可能な

づくり	基本施策 1-1-1 学びの環境の充実
	基本施策 1-1-2 知・徳・体の調和のとれた人材の育成
まちづくり	基本施策 1-2-1 社会教育環境の充実
づくり	基本施策 2-1-1 安心して暮らせるまちづくりの推進
	基本施策 2-1-2 防災力の強化
のまちづくり	基本施策 3-1-1 地域福祉活動の充実
して暮らせるまちづくり	基本施策 3-2-1 地域生活支援の充実
まちづくり	基本施策 3-3-1 子育て環境の充実
	基本施策 3-3-2 子どもの健やかな発育の支援
まちづくり	基本施策 3-4-1 地域医療の充実
	基本施策 3-4-2 健康づくりと予防対策の推進
暮せるまちづくり	基本施策 3-5-1 日常生活支援の充実
	基本施策 3-5-2 地域包括ケアの推進
送れるまちづくり	基本施策 4-1-1 安定した社会保障制度の推進
	基本施策 4-2-1 安心して生活できる環境の整備
	基本施策 4-2-2 市民の協働によるまちづくりの推進
	基本施策 4-2-3 まちのにぎわいの創出
	基本施策 4-2-4 地域資源を活かした観光の振興
保全	基本施策 4-3-1 豊かな自然環境の保全
	基本施策 4-3-2 環境衛生の保持
づくり	基本施策 5-1-1 快適な都市機能の維持
	基本施策 5-1-2 安心な住環境の保全
	基本施策 5-1-3 港湾と河川の保全
を目指すまちづくり	基本施策 5-2-1 農林水産業の持続的発展
行政経営	基本施策 6-1-1 定住の促進と関係人口の拡大
	基本施策 6-1-2 社会の変化に対応する組織と体制の充実
	基本施策 6-1-3 安定した行政経営基盤の確立

第1章 未来を担う人と文化を育むまち

第1節 輝く子どもを育むまちづくり

基本施策 1-1-1 学びの環境の充実

現状と課題

教育環境の充実のためには、安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備はもちろん、機能面で時代の要請に合ったものにすることが必要です。

しかしながら、多くの施設の老朽化が進んでいること、また、子どもの地域偏在に対応した教育環境を整えることが課題となってきます。

そのためには、学校施設などの適正配置とともに、施設の計画的な維持管理及び機能面の整備が必要です。

また、近年、女性の社会進出の進展により、家庭を取り巻く社会状況が変化しており、放課後や休日の子どもの居場所づくりが重要となっています。共働き家庭など、保護者が安心して働けるよう、加えて、子どもたちが放課後、安全に過ごせるよう、家庭、学校、地域などが一層連携を深め、社会全体が一体となって子どもたちを守り育てる環境づくりが重要です。

基本方針

子どもが安心して学べる環境をつくるため、小・中学校の適正配置の検討、計画的な施設の修繕などを行うとともに、誰もが等しく学べる機会を確保するため、就学が困難な子どもたちに支援を行います。

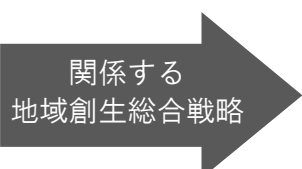
保護者が安心して働きながら、子育てと仕事の両立が図れるよう、放課後保育サービスの充実を図ります。また、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を醸成するとともに、子育て家庭の支援や子どもの安全確保に地域全体で取り組むなど、地域ぐるみで見守る体制づくりを支援します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
学びの環境が充実していると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 学校教育施設 を整備する	<p>学校教育施設の計画的な修繕を行い、適切な維持管理に努めます。</p> <p>また、学校などの適正規模と適正配置について検討を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校施設整備事業 ・中学校施設整備事業 ・幼稚園施設整備事業
② 教育の 機会均等を 確保する	<p>誰もが等しく学べる機会を確保するため、経済的に困窮している世帯の児童・生徒などに対して、就学援助などを行います。また、意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由により高等学校などで就学が困難な学生に学資の援助を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護・準要保護児童生徒就学援助事業 ・奨学金事業 ・特別支援教育就学奨励事業 ・通学費補助事業
③ 子どもの 育成環境の 充実を図る	<p>子どもの放課後対策として、安全で健やかな居場所づくりを推進するとともに、勉強、スポーツ・文化活動及び地域住民との交流活動の充実を図ります。</p> <p>また、家庭、学校及び地域が相互に連携して、学校の教育活動や学校の環境整備などを支援することで、地域の教育力の向上を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童保育事業 ・相生っ子学び塾事業 ・放課後子ども教室推進事業 ・青少年育成事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	教育振興基本計画	令和3～令和12
	小中学校適正配置計画	平成22～



- 戦略目標1 施策2 子どもたちの成長応援
- 戦略目標2 施策2 子どもたちの未来を創るあいおいの教育

基本施策 1-1-2 知・徳・体の調和のとれた人材の育成

現状と課題

グローバル化の進展により、これまで以上に人、もの、金及び情報が国境を越えて飛び交う時代になっています。また、ICT、AIなどの情報技術の急速な発達に加わり、変化の予測が難しい時代を迎えています。

そのような時代を生き抜いていくために求められる資質・能力を身につけ、学ぶ意欲にあふれ、夢や希望を抱き、実現に向かって努力する人材を育てていく必要があります。

基本方針

子どもたちが将来社会に出た時に、一人ひとりが生き抜ける力、幸せになれる力を養うために、活力ある教育環境のなかで夢や志を抱き、知・徳・体のバランスのとれた、こころ豊かにたくましく育つ子どもの育成を図ります。

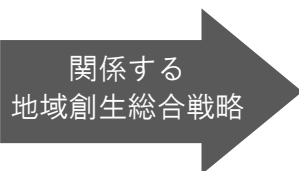
そのため、学ぶ意欲を大切に、自ら学び、考え、活用できる人材を育成するため、質の高い教育を目指します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
知・徳・体バランスのとれた子どもが育成されていると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 「確かな学力」 を育成する	客観的な学力の分析を基にして基礎基本の定着を確実にし、教育活動全体で読書活動をはじめ言語活動の充実のための取り組みを推進するとともに、特別支援教育の取り組みを進めます。 また、外国人英語指導助手と連携した英語学習の充実やICT端末を活用したプログラミング学習を行うなど情報教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐんぐん学力アップ事業 ・英語教育推進事業
② 「豊かな心」 を育成する	自然学校、トライやる・ウィークなどの体験学習を通じて心豊かな子どもを育てるとともに、道徳教育・人権教育充実の取り組みを推進します。 また、総合的な学習の時間などで、地域人材を活かした幅広い体験学習を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・心豊かな体験活動推進事業 ・小学校体験活動事業 ・人権教育事業
③ 「健やかな体」 を育成する	健康診断、体力・運動能力調査などの結果に基づき、自ら意欲的に運動し、健康な体づくりに取り組む子どもを育てます。 また、幼・小・中学校で給食を充実し、食育の推進を図り、望ましい食生活や食文化に対する意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動運営事業 ・学校体育振興事業 ・学校給食運営事業
④ 学びを支える 体制の充実を 図る	分かる授業や子ども一人ひとりの持ち味を活かす教育を推進するため、体系的かつ継続的な教員研修を実施し、教職員の資質と実践的指導力の向上を図ります。 また、幼・小・中学校、家庭及び地域、それぞれのつながりを活かした小中一貫教育を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育推進事業 ・教育研究所運営事業 ・青少年健全育成活動事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	教育振興基本計画	令和3～令和12
	小中一貫教育基本計画	平成27～
	第4次子ども読書活動推進計画	令和2～令和7



●戦略目標2 施策2 子どもたちの未来を創るあじさいの教育

第2節 誰もが楽しく学べるまちづくり

基本施策 1-2-1 社会教育環境の充実

現状と課題

市民の生活スタイルの多様化に伴い、市民の学習ニーズは多様化しています。市民一人ひとりが自主的・自発的に学習活動を行い、心豊かで充実した生活を送っていくためには、ライフステージに応じた学習機会の一層の充実と多様な文化芸術及び郷土の歴史文化に触れる機会が必要です。

また、市民のスポーツ活動に関するニーズも多様化しています。市民一人ひとりが年齢や体力に応じて、いつでも気軽にスポーツを楽しむための環境づくりなど、きめ細やかな対応が必要です。

基本方針

文化会館を中心に既存の施設を効果的に活用しながら、市民が身近に文化芸術に親しむことができるよう、多様な文化芸術に触れる機会と多様な文化活動に参加し、個性や創造性を伸ばせる機会を提供します。また、市内にある貴重な文化財を後世に引き継いでいくため、その保存と活用に努めます。

生涯学習の場の整備や学習内容の充実を図り、ライフステージに応じた学習プログラムを提供します。また、学習の成果が発揮できるよう、生涯にわたり自らを高めることができる環境づくりに努めます。

スポーツ施設を活用し、誰もがライフステージに合わせてスポーツを生活に取り入れ、健康で文化的な生活が送れるようスポーツ活動の推進を図ります。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
社会教育環境が充実していると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 文化芸術の 振興を図る	<p>文化会館で多様なイベントを開催し、市民に文化芸術に触れる機会を提供します。また、市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、文化団体及び市民グループの育成を図ります。</p> <p>さらに、文化財を適切に保存及び活用するとともに、市民が郷土の歴史に関心を持ち、郷土愛を育むことのできる環境づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興事業 ・文化振興補助金事業 ・文化会館管理運営事業 ・文化財事業
② 人権啓発活動 を推進する	<p>市民人権学習、人権の集いの実施、啓発紙「ひとみ」の発行など、市民一人ひとりが人権意識を高め、人権問題に対する正しい理解と認識を深める取り組みの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発事業
③ 生涯学習環境 をつくる	<p>市民が生涯にわたって学習が行えるようライフステージに応じた学習内容を提供します。</p> <p>また、市民が安心して学ぶことのできるよう、生涯学習施設の適切な修繕などを行うことにより、施設の長寿命化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館管理事業 ・多目的研修センター管理事業 ・図書館運営管理事業 ・高齢者教育事業
④ スポーツ活動 の支援・充実 を図る	<p>スポーツ施設について、施設の計画的な整備改修と管理運営に努めます。</p> <p>誰もがライフステージに合わせてスポーツを楽しめるよう、スポーツ教室や大会などイベントを実施します。また、体育協会や地域スポーツクラブなどの活動を支援します。</p> <p>市民自らが主人公としてスポーツ活動を推進していくため、地域スポーツの担い手・リーダーの発掘と育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館管理運営事業 ・温水プール・市民プール管理運営事業 ・市民グラウンド管理運営事業 ・レクリエーションスポーツ振興事業

★：地域創生総合戦略に関する施策

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	教育振興基本計画	令和3～令和12
	人権施策協働推進ガイドライン	令和元～令和10

関係する
地域創生総合戦略

- 戦略目標4 施策2 健康長寿なまちづくり
-

第2章 安心して暮らせる、強くしなやかなまち

第1節 安全で安心なまちづくり

基本施策2-1-1 安心して暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

近年、高齢ドライバーによる交通事故、高齢者を対象とした振り込め詐欺、また、子どもたちを巻き込んだ犯罪・事故が全国各地で発生しています。

このような中、街頭キャンペーン、防犯パトロール活動や主要幹線道路への防犯カメラ設置の支援など関係機関と連携し、地域の安全の確保に取り組んでいます。

今後も、様々な年齢層や地域などを対象にした啓発活動を実施し、市民の防犯意識の高揚と交通ルールとマナーの定着化を進め、地域の安全をまちぐるみで守るための活動を一層進めていく必要があります。

基本方針

市民一人ひとりの交通安全意識を高めるため、関係機関などと連携し啓発活動を推進し、事故のない安全なまちを目指します。

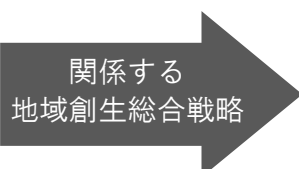
また、市民の防犯意識の更なる高揚と、効果的な情報提供を図るとともに、地域における市民相互のつながりを深め、犯罪のない安全で安心した生活を送ることができるまちを目指します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
事故・事件が少なく安心して暮らせると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 交通ルールの普及・啓発を推進する	<p>市民一人ひとりが、正しい交通マナーを身につけるよう、交通安全運動や広報・啓発活動を推進し、交通安全意識の普及と徹底を図ります。</p> <p>また、地域や関係機関と連携し、児童・生徒の登下校などにおける交通安全の確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全推進啓発事業
② 防犯対策の充実を図る	<p>犯罪を未然に防ぐため、警察、防犯協会など関係機関との連携を強化しながら、防犯パトロールなど地域ぐるみの積極的な活動を推進します。</p> <p>地域の防犯環境の整備のために防犯灯の設置などへの支援を行い、犯罪の防止を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯設備設置補助金交付事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	—	—
	—	—



- 戦略目標4 施策1 安全・安心に暮らせるまちづくり
-

基本施策 2-1-2 防災力の強化

現状と課題

自然災害をはじめ、新型インフルエンザ・新型コロナウイルスなどの感染症や有事の際に適切かつ迅速な対応が求められています。

災害への備えや対応として、防災行政無線の設置、ハザードマップの作成などに取り組んできましたが、自主防災組織の育成や避難行動要支援者に対する地域の支援体制の充実など、「自助」「互助・共助」について理解を深め、「公助」と連携した地域の防災力の更なる向上を図ることが必要です。

地域防災体制の中核を担っている消防団については、少子高齢化、人口減少などにより団員数の減少が懸念されるため、消防団員の確保や装備の充実が求められています。

基本方針

過去の災害や新型コロナウイルス感染症などの教訓を踏まえ、被害を最小限に食い止めるために関係機関と連携し、情報提供体制や災害などへの対応力の強化を図ります。

安全で安心なまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を充実させ、災害時に迅速かつ的確に対応できる、地域防災力が高く、災害に強いまちを目指します。

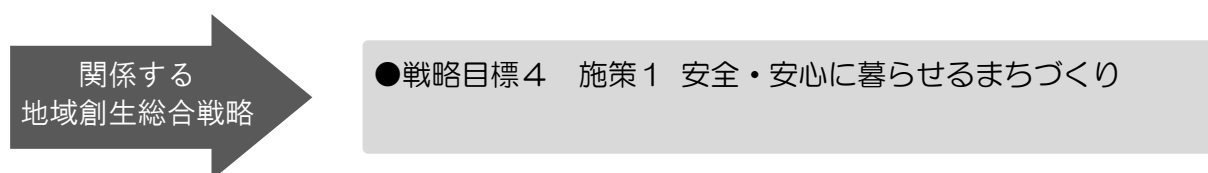
また、消防団が持つ地域密着性及び即時対応力といった特性を最大限に活かし地域防災力向上のため、消防団員の確保を行い、非常備消防体制の充実強化を目指します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
災害に対する備えは十分であると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 災害への備え の充実を図る	<p>各種災害・感染症に備えるため、災害時などにおける迅速かつ的確な初動体制の確立、連携強化、物資の備蓄及び調達体制の充実に努めます。</p> <p>避難行動要支援者に対する地域の支援体制の充実など、効果的な避難体制の整備を自主防災組織など関連機関と連携しながら取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災事業 ・防災訓練事業 ・自主防災組織事業
② 非常備消防体制の強化を図る	<p>消防団の装備の充実及び訓練の強化を図るとともに、消防団員の確保を行い、地域における機動力の維持に努めます。</p> <p>また、西はりま消防組合との連携を強化し、非常備消防体制の充実を図り、地域防災力の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動事業 ・消防団運営事業 ・消防施設整備事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	地域防災計画	平成29～



第3章 健やかな暮らしを守り支え合うまち

第1節 互いに支え合う福祉のまちづくり

基本施策3-1-1 地域福祉活動の充実

現状と課題

少子化、核家族化などの社会構造の変化により、家庭及び地域における市民相互のつながりの希薄化が進み、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。今後は、住み慣れた地域で助け合い、誰もが安心して安全に生活できる社会の実現のため、人材育成と地域を支えるネットワークの構築が必要です。

また、社会経済情勢が一層厳しくなる中、援護が必要となる世帯の抱える問題の複雑化・多様化がみられることから、状況を的確に把握し、きめ細かく対応する必要があるとともに、生活困窮者自立支援により、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図り、一人ひとりの状況に合った支援を行う必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが地域社会の一員として福祉を支える心を持ち、市民の地域福祉への参加を図り、地域に根ざした福祉活動が活性化できるよう支援し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

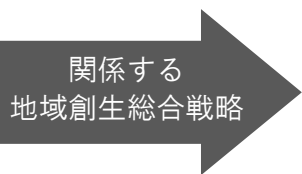
生活基盤が不安定な状況にある世帯に対して、適正な保護及び助言・指導を行い、安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、関係機関の連携により、安心して相談が受けられるよう、窓口体制の充実を図ります。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
地域福祉活動が充実していると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
<p>① 地域福祉の 体制づくりと 活動を 支援する</p>	<p>市民が福祉を他人事ではなく我が事として考え、地域社会の一員として支え合う意識を高めるため、啓発活動に努め、世代間交流、福祉施設との交流など地域福祉活動への市民の積極的な参加を促進します。</p> <p>多様な地域福祉の課題に対応するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などと連携し、ボランティア、NPO、市民団体など多様な民間主体の担い手とともに、地域福祉力の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会活動事業 ・総合福祉会館管理運営事業 ・生きがい交流センター管理運営事業
<p>② 地域福祉の セーフティネ ットを推進 する</p>	<p>生活基盤が不安定な状況にある人の生活実態を的確に把握し、最低限度の生活が保障されるよう、状況に応じた支援に取り組みます。</p> <p>的確な相談指導とともに、社会福祉協議会の生活資金貸付制度などの活用により、生活困窮者の自立生活の支援に取り組みます。</p> <p>また、生活保護受給者については、適正・的確な制度運用を行う中で、自立に向けた支援に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談支援事業 ・生活保護受給者就労支援事業 ・生活保護事業

	計画名称	計画期間（年度）
<p>関連計画</p>	<p>第2次地域福祉計画</p>	<p>平成30～令和4</p>



- 戦略目標4 施策3 多様な主体による連携・協働のまちづくり
-

第2節 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

基本施策3-2-1 地域生活支援の充実

現状と課題

本市の障害のある人の内、身体及び知的障害者数はほぼ横ばい状態ですが、精神障害者は年々増加し、高齢化も進んでいます。

誰もが、必要な障害福祉サービス及び支援を受け、可能な限り、住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりを進めていますが、更なる相談支援体制の強化が必要です。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送るための就労支援や社会参加を促進する地域生活支援の充実が求められています。

基本方針

障害のある人が、必要な支援を自らの意思で選択しながら、能力及び適性に応じて自立し、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるまちを目指すとともに、必要な時に相談できる体制の充実を図り、地域生活拠点の整備、各種福祉サービスなどに対する支援を行います。

また、経済的・社会的に自立し、生きがいある生活が送れるよう、就労支援を促進するとともに、スポーツ・文化活動を通じて障害のある人の社会参加の促進を図ります。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
障害のある人に対する生活支援が充実していると思う割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
<p>① 社会参加を 支援する</p>	<p>障害の早期発見及び早期治療のため、療育体制の充実を図ります。障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所と関係機関との連携を強化し、ニーズに応じた相談支援体制を充実します。</p> <p>また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用を促進します。</p> <p>障害のある人が生きがいを持って活動できるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動などの充実を図り、地域住民との交流の場を創出します。</p> <p>また、まちで不安・不自由さを感じることなく、いきいきと活動できるよう、移動やコミュニケーションを支える基盤を強化し、外出介助、朗読、手話通訳など、障害のある人に対するボランティア活動の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者地域生活支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業
<p>② 障害福祉 サービスを 充実する</p>	<p>障害のある人が、家庭・地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実、医療費の助成などの生活支援を行います。また、地域で自立できるよう、グループホームなど、障害のある人の特性、ライフスタイルなどに応じて選択できる多様な住まいの提供について、適切な支援を行います。</p> <p>障害のある人の就労支援のため、西播磨障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど関係機関と連携を図り、就労に対する理解を深めるため、企業などに対し啓発活動を行い、雇用の促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援事業 ・ 障害児通所給付支給事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	第3次障害者基本計画	平成30～令和5
	第6期障害福祉計画	令和3～令和5
	第2期障害児福祉計画	令和3～令和5



第3節 子育てしやすいまちづくり

基本施策3-3-1 子育て環境の充実

現状と課題

少子化が進み、子どもが減少する一方、核家族化や共働き世帯が増加し、家庭での育児不安、ストレスなどに悩む保護者も増加しており、その対応が求められています。

このような中、妊娠期の健康維持、出産に対しての不安解消や子どもの病気・けがへの対応などの不安を解消し、安心して妊娠、出産及び子育てができるように、包括的に相談・支援する仕組みづくりが求められています。

基本方針

子育て世帯が安心し、心にゆとりをもって、楽しく子育てができるよう、各種情報の提供及び相談体制の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを目指します。

さらに、地域や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで継続的な支援の充実を進め、地域の子育て力の強化を図ります。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
不安感や負担感などを感じず子育てができる環境であると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 母子保健対策 を推進する	妊娠期から子育て世代を継続的に支援し、効果的に事業を展開します。 妊娠から出産、さらに子どもの発育・発達段階に応じた健康診査及び相談・訪問指導を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センター事業 ・乳幼児健康診査等事業 ・母子保健相談指導事業
② 子どもへの 虐待防止対策 を推進する	母子保健活動との連携により、より早期に支援を必要とする家庭の把握に努めるとともに、地域住民の見守りの必要性について啓発し、要保護児童対策事業の強化により、問題解決を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室運営事業 ・子育て家庭支援訪問事業 ・要保護児童対策事業
③ ひとり親家庭 などの自立を 支援する	子育て支援、就業支援及び養育費の確保のための経済的支援について総合的な対策に努めるとともに、積極的な情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援給付金事業 ・交通遺児激励事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	第2期子ども・子育て支援事業計画	令和2～令和6

関係する
地域創生総合戦略

- 戦略目標1 施策1 パパママ応援
- 戦略目標1 施策2 子どもたちの成長応援
- 戦略目標1 施策3 地域の子育て応援

基本施策 3-3-2 子どもの健やかな発育の支援

現状と課題

女性の社会進出の進展、就労形態の変化などにより、保育に対するニーズはますます高まり、多様化しています。子育てと仕事が両立できる社会の実現のため、保護者のニーズに対応した事業が必要になります。

また、幼児教育との連携、少子化に伴う子どもの減少、施設の老朽化などを踏まえた就学前児童の保育・教育のあり方の検討が必要です。

さらに、子育てにかかる経済的負担の軽減のため、子育て支援の施策により、多様性のあるきめ細かい子育て支援サービスの展開が必要です。

基本方針

保護者が不安なく子育てと仕事を両立できるよう、安心して子どもを預けられるサービスの充実を図るとともに、地域とともに子育てする実感が得られるよう、様々な子育て支援を充実させます。

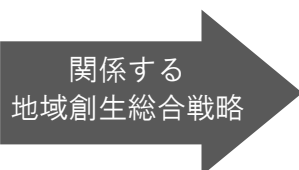
また、将来における就学前児童の保育需要に合った保育施設や保育・教育のあり方を検討します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
子育て支援サービスが充実していると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
<p>① 多様な保育サービスの充実を図る</p>	<p>仕事をしながら子育て中の保護者が安心して働けるよう、また、子どもが安全に過ごせるよう、保護者のニーズの把握に努め、多様な保育サービスを実施します。</p> <p>また、老朽化した保育施設や教育・保育のあり方の検討を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保育補助事業 ・保育所管理運営委託事業 ・保育所等運営事業
<p>② 子育て支援サービスを充実する</p>	<p>子育て中の保護者が、気軽に悩みを共有できる子育ての仲間をつくり、心理的な負担が軽減されるよう拠点を整備し、全ての子育て家庭が必要な支援を受けられるようサービスの充実を図るとともに、閉じこもりがちな保護者への働きかけを行います。</p> <p>また、様々な子育て及びサービスの情報を提供する体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業 ・子育て情報提供事業 ・出産祝金支給事業 ・子育て応援券交付事業 ・ファミリーサポートセンター事業

	計画名称	計画期間（年度）
<p>関連計画</p>	<p>第2期子ども・子育て支援事業計画</p>	<p>令和2～令和6</p>
	<p>第2次地域福祉計画</p>	<p>平成30～令和4</p>



- 戦略目標1 施策1 パパママ応援
- 戦略目標1 施策2 子どもたちの成長応援
- 戦略目標1 施策3 地域の子育て応援

第4節 健康に暮らせるまちづくり

基本施策3-4-1 地域医療の充実

現状と課題

少子高齢化、疾病構造の変化、医療技術の高度化などにより、患者は大病院志向になっています。また、全国的に医師、看護師など医療従事者の慢性的な不足、医療費の増大など、医療を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

特に、夜間の救急体制及び産科・小児科の開設が圏域における大きな課題となっています。現状の医療環境においては、2次保健医療圏域での医師確保、ネットワーク化などによる医療体制の構築を進めていくことが必要です。

基本方針

誰もがいつでも安心して、必要なときに必要な医療を受けられることができるよう受診機会の確保に努めます。

また、県、医師会、関係機関などと連携を図りながら、生活に密着した医療と、入院及び専門的医療を提供する2次医療を踏まえながら、地域医療及び救急医療体制の充実を図ります。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
安心して医療を受けられることができると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
<p>① 地域医療体制 を充実させる</p>	<p>医療圏域内で入院治療及び専門的な医療を提供する2次医療の位置付けを踏まえながら、地域医療体制の充実を図ります。</p> <p>また、かかりつけ医を持つことについての啓発を行います。</p> <p>産科・小児科については、播磨姫路圏域(西播磨地域及び中播磨地域)で協議を重ね、医療体制の充実を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療施設運営事業
<p>② 地域医療に貢献 できる人を 育成する</p>	<p>今後、看護・介護サービスの拡充の必要性が更に高くなることが予想される中、時代の要請に応じた専門性を持った優秀な人材を育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護専門学校運営事業
<p>③ 安定した 市民病院運営 を行う</p>	<p>地域に密着した医療を適正かつ安定的に提供するために、継続的に経営改革に取り組みます。</p> <p>また、地域医療構想への対応を含め、地域で医療・保健・福祉サービスを提供する機関と連携を深め、市民の健康を支えていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院運営事業

	計画名称	計画期間(年度)
<p>関連計画</p>	<p>あいのまち あいおい 健康プラン21</p>	<p>令和元～令和5</p>
	<p>市民病院改革プラン</p>	<p>令和3～令和7</p>



基本施策 3-4-2 健康づくりと予防対策の推進

現状と課題

生活習慣の変化から、がんや循環器疾病などの生活習慣病が増加し、疾病構造も大きく変化しています。また、寝たきりや介護を必要とする人の増加や医療費の増大が社会問題となっています。

今後は、市民の健康に対する関心を更に深めるためにも、健康増進及び食育の観点から健康づくりのための支援を進めていく必要があります。

また、感染症予防対策については、感染症予防事業の正確かつ迅速な情報収集と発信が求められています。

基本方針

市民一人ひとりが自ら主体となって健康づくり・健康管理を行い、生涯にわたり健康な体と豊かな心で暮らせるまちを目指します。

健康づくりの場と機会を提供し、市民の健康維持・健康増進の意識を高め、健康の自己点検のための生活習慣病健康診査をはじめとした各種健康診査及び相談体制の充実を図ります。また、食を知り市民が主体となる食育の輪を広げます。

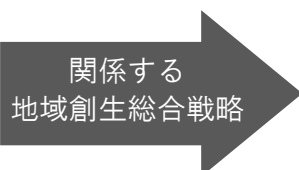
さらに、感染症対策の情報を正確かつ迅速に提供できる体制を強化します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
健康づくり支援と予防対策が充実していると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 健康づくり 意識を 醸成する	保健センターを拠点とした各種健康づくり事業を展開し、市民自らが主体となって健康づくりに取り組む意識を醸成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進事業 ・特定健診・特定保健指導事業 ・健康づくり推進事業
② 感染症などの 予防を 推進する	<p>感染症発生などの緊急時に対応するため、感染対策の充実に努め、予防対策や市民への正確かつ迅速な情報提供により、感染拡大の防止に努めます。</p> <p>また、予防接種については、正しい知識の普及と理解に努め、接種率の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業 ・感染症予防事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	あいのまち あいおい 健康プラン2 1	令和元～令和5



- 戦略目標4 施策2 健康長寿なまちづくり
-

第5節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

基本施策 3-5-1 日常生活支援の充実

現状と課題

本市の高齢化率は35%を超え、超高齢社会となっており、一人暮らし高齢者数も増加しています。こうした中、地域住民同士の支え合い・助け合いが重要となる一方、家族関係は多様化しており、地域でのつながりも薄れつつあります。

今後は、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の居住環境の向上を図るための支援、地域での交流、生きがいづくり、就労の場の提供などを通して、元気な高齢者を社会参加へ促す取り組みが求められています。

基本方針

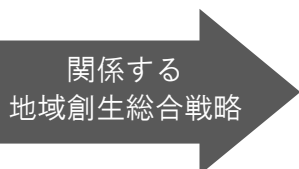
高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、居住環境の向上を図るための支援や高齢者が気軽に集い参加しやすい学習活動の場を設けるとともに、社会活動や地域活動への参加の機会づくりなど、本市に適した在宅福祉サービスを充実させます。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
在宅福祉サービスが充実していると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 在宅福祉 サービスを 充実する	<p>高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らし続けることができるよう在宅福祉サービスの充実を図ります。</p> <p>さらに、在宅生活が困難な高齢者には、生活の安定を図るため、養護老人ホームへの入所支援を行うなど、状況に合わせた的確な支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保護措置事業 ・高年クラブ等社会活動促進事業 ・高齢者等住宅改造助成事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画	令和3～令和5
	第2次地域福祉計画	平成30～令和4



- 戦略目標4 施策2 健康長寿なまちづくり
-

基本施策 3-5-2 地域包括ケアの推進

現状と課題

後期高齢者の増加に伴い、今後とも介護を必要とする高齢者、認知症の高齢者が増加していくことが見込まれます。

これまで、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。これからは、高齢者の自立支援及び要介護状態の重度化防止を図り、介護保険制度の持続可能性を確保し、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

また、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、介護状態になることを未然に防ぐための予防事業などきめ細かな支援体制の充実が求められています。

基本方針

高齢者が健やかで安心した生活を維持するため、保健、医療、福祉など相互の連携を図りながら、要支援・要介護状態にならないよう自立支援及び介護予防の取り組みを進めます。

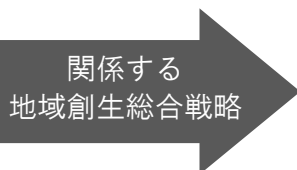
また、介護が必要となった場合には、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供し、在宅で生活を送れるよう支援します。在宅での生活が困難となった場合には、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域密着型サービス、サービス付高齢者向け住宅などの施設整備を推進します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
高齢者が安心して暮らせるための支援が充実していると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 介護予防などを推進する	生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者を早期に把握し、運動機能向上、栄養改善のプログラムなどを実施し、要介護状態に陥ることを効果的に防ぐ取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業 ・介護予防普及啓発事業
② 介護サービスを充実する	高齢者が住み慣れた自宅、地域で生活できるように、ホームヘルプサービスなどの必要なサービスが受けられるよう、地域密着型サービスの整備を図り、各種介護サービスの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等費用適正化事業 ・介護保険事業
③ 生活支援のサービスを充実する	<p>高齢者が気軽に集い、仲間と出会い、安心して過ごせるように多様な学習、スポーツ、レクリエーションなどの活動の充実を図り、積極的な地域社会活動への参加を促します。</p> <p>さらに、高齢者が地域で暮らしやすい生活を確保するため、市民同士の支え合いの仕組みづくり、見守り体制の整備など、市民の自主的な活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者見守り事業 ・認知症高齢者サポート事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画	令和3～令和5
	第2次地域福祉計画	平成30～令和4



- 戦略目標4 施策2 健康長寿なまちづくり
-

第4章 心地よい生活環境が保たれたまち

第1節 安定した市民生活が送れるまちづくり

基本施策4-1-1 安定した社会保障制度の推進

現状と課題

高齢化の一層の進行に伴い、国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度を取り巻く状況は依然として厳しく、医療費の適正化と保険税（料）の適正な賦課が大きな課題となっています。

このような中、市民が安心して医療を受けることができるよう持続可能な保険制度の運営を行うとともに、被保険者の健康づくりに対する意識向上などに取り組む必要があります。

基本方針

国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金などの社会保障制度の安定的かつ継続的な運営を行うとともに、福祉医療制度を充実させ、市民が安心して医療を受けられるようにします。

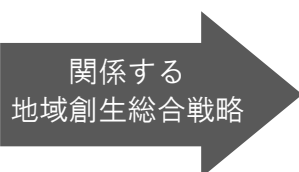
また、被保険者の健康を守り、生活の質が高まるよう特定健康診査などの保健事業を充実させ、健康づくりの啓発を行います。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
医療保険制度などが安定していると思う割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 医療保険事業 の安定的な 運営を図る	<p>特定健康診査などの保健事業を充実させ、市民の健康を守るとともに、レセプト点検、医療費通知などによる医療費適正化に取り組みます。</p> <p>また、将来にわたり、市民が安心して医療を受けられるよう医療保険事業などの持続可能かつ円滑な運営を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業 ・後期高齢者医療保険事業
② 福祉医療の 充実を図る	<p>福祉医療制度を充実させることで、市民が安心して医療が受けることができる環境づくりに努めます。</p> <p>また、社会情勢、制度改正などに注視しつつ、給付と負担のバランスを考慮しながら、持続可能な制度の運用を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢期移行者医療費助成事業 ・乳幼児等・こども医療費助成事業 ・重度障害者、高齢重度障害者医療費助成事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	国民健康保険第2期データヘルス計画	平成30～令和5
	国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画	平成30～令和5



- 戦略目標1 施策1 パパママ応援
-

第2節 活気のあるまちづくり

基本施策4-2-1 安心して生活できる環境の整備

現状と課題

近年、空家が年々増加する中、適正な管理が行われていない空家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。特に、高齢化率の高い地域、長屋家屋などにおいては老朽化による危険な空家も多く、こうした空家への対策が求められています。

また、路線バス、鉄道などの公共交通は、市民の日常生活を支えるとともに、来訪者の交通手段として地域の活性化の役割も担っていますが、人口減少などに伴う利用者の減少により、路線の維持が厳しい状況となっています。高齢化社会が一層進み交通弱者の増加が見込まれる中、地域での公共交通の存続が大きな課題となっています。

基本方針

空家等対策については、空家の所有者などに空家の利活用と適正管理を促すことを基本方針として、地域住民の生活環境の保全を図り、合わせて空家の利活用を促進するため、空家等対策を進めていきます。

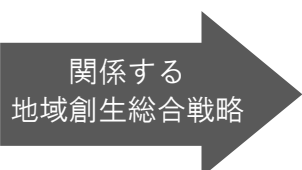
公共交通については、西播磨地域の交通拠点である JR 相生駅の機能を十分に発揮するとともに、路線バスを維持し、高齢者を中心とした交通弱者のニーズに応じた交通施策に取り組みます。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
生活環境が充実していると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 空家等対策を 推進する	<p>空家の所有者に対し、適時の通知と補助制度などの活用により、空家の利活用及び適正管理を促します。</p> <p>また、空家に対する地域の苦情、所有者の相談などに対応する空家総合窓口で、早期の対応を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策事業
② 公共交通の利 便性向上を 図る	<p>市、市民及び交通事業者が一体となって、より利便性が高く、持続可能な公共交通のあり方を検討します。</p> <p>また、減少傾向にある路線バスの路線及び便数の維持を図るため、路線バスの利便性の向上及び乗車促進の活動を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通システム事業 ・地方バス路線維持補助事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	空家等対策計画	平成29～令和3
	地域公共交通総合連携計画	平成25～令和4



- 戦略目標2 施策1 あいおい暮らしサポート
-

基本施策 4-2-2 市民の協働によるまちづくりの推進

現状と課題

人口の減少、少子高齢化、単身世帯の増加などにより地域のつながりや地域コミュニティの醸成は厳しい状況になってきていますが、日常の地域生活、災害時の助け合いなど、地域のつながりは今後も重要な役割を果たすため、地域コミュニティを維持することが必要です。

また、行政だけでなく、地域経営の担い手となる自治会、NPO、ボランティアグループ、地域企業などの多様な主体が、適切な役割と責任を分担していくことが求められています。

さらに、家庭、地域、職場など様々な場面では、性別による固定的な役割分担意識などが未だに存在し、家庭内のDV、職場でのハラスメントなども大きな問題となっています。

基本方針

市民が地域活動に積極的に参加し、市民同士の交流及び助け合いが促進できるよう、地域コミュニティの形成を支援します。

男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして理解し合い、それぞれの能力及び個性を發揮できる社会の実現を目指します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
協働によるまちづくりが進んでいると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 地域コミュニティ活動を推進する	<p>地域の絆づくりの活動や地域活動の拠点となるコミュニティ施設などの機能整備を支援します。</p> <p>また、市内を花と緑でうるおいと安らぎのあるまちにするため、緑化推進や環境などに配慮した取り組みを推進します。</p> <p>市民が、安心して消費生活が送れるよう、情報提供に努め関係する市民団体などと連携し、事業を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化推進事業 ・消費者行政推進事業 ・地域自治支援事業 ・コミュニティ推進事業 ・集会所等設置費助成事業
② 男女共同参画社会の実現に努める	<p>市民団体及び地域社会の様々な関係機関とネットワークを構築し、男女共同参画社会の普及活動を推進します。また、DVなどの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV防止に向けた啓発などの取り組みの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき男女共生事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	第2次男女共同参画プラン	平成25～令和4



- 戦略目標4 施策1 安全・安心に暮らせるまちづくり
- 戦略目標4 施策3 多様な主体による連携・協働のまちづくり

基本施策 4-2-3 まちのにぎわいの創出

現状と課題

若年層を中心にライフスタイル、職業観の変化などにより、フリーターなどの増加、正規と非正規労働者間の賃金格差の拡大、正規労働者の労働負荷の増大など雇用を取り巻く環境は大きく変わっており、勤労者が安心して働ける雇用環境の整備が求められています。

また、商業では、インターネットの普及、消費者ニーズの多様化、ライフスタイルの変化などにより消費者の購買方法も変わり、それに合わせて商業のあり方も大きく変わっています。

そのような中、市内商店街などでは空き店舗が増加し、商店街の存続が難しい状況となっていますが、中心市街地の商店街は、商業施設であるとともに、人が集うコミュニティ機能を有し、まちのにぎわいづくりに大きく寄与しており、商店街の振興は地域の活性化につながります。

また、市内企業の大多数を占める中小企業は、本市の経済活動に重要な役割を果たしていますが、企業存続のための経営基盤の改善強化の対策が求められています。

基本方針

地域の活性化のためにも、若者が生まれ育ったまちで就職し、地域経済の担い手となるよう、大学などの新卒者及びUIJターンの既卒者が地元就職するための就労支援を行います。

また、中心市街地の商店街については、周辺の各施設・事業者と連携しながら商店街団体の自立を促すとともに、多様な都市機能が十分に発揮できる各種の取り組みを支援し、魅力ある商業地の集積に努めます。

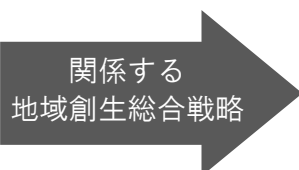
また、空き店舗への出店及び新たな創業を志す者を支援し、地域の商業及び産業の振興に努めます。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
まちに賑わいがあると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 就労環境の 充実を図る	<p>大学などの新卒者、UIJ ターンの既卒者などの若者と市内企業をマッチングし地元就職者が増加するよう、大学生インターンシップの受け入れ、合同企業説明会の開催などの取り組みを進めます。</p> <p>また、技術向上などの各種研修への参加を促し、市内企業の人材の育成を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労促進事業 ・労働者福祉事業 ・シルバー人材センター育成事業
② 商工業の 活性化を図る	<p>創業、継業を志す若者などを対象に、創業支援ネットワークの相談サポート、創業セミナーなどの開催により持続可能な経営を支援し、新たな事業の創出、業態の育成及び市内商工業の世代交代を進めます。</p> <p>また、まちのにぎわいの中心となる商店街の活性化のため、空き店舗などの活用及び商業者自身による経営革新の取り組みを支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業対策事業 ・計量推進事業 ・創業支援事業 ・商店街活性化事業 ・中小企業小額資金融資事業 ・商店街空き店舗等活用事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	観・交・商連携型地域活性化事業計画	平成29～



- 戦略目標3 施策1 魅力ある産業づくり
-

基本施策 4-2-4 地域資源を活かした観光の振興

現状と課題

本市への観光客は、ペーロン祭、もみじまつり及びかきまつりの三大まつりのイベントを中心とした日帰り客が中心で年間70万人となっています。

観光は、交通、飲食、宿泊など市内商業の振興にも寄与し、地域のイメージアップ及び市民の地元愛の醸成にもつながる多様な波及効果を有しており、観光の振興により観光客の満足度を高め地域全体の活性化を図る必要があります。

また、国内観光客だけでなくインバウンド観光の推進を図り、様々なニーズに応えることのできる観光地域づくりを進めるため、関係機関と連携し、観光振興に取り組む必要があります。

基本方針

市の無形民俗文化財である「相生ペーロン」と特産品の「相生かき」を観光の二本柱として、本市独自の観光に取り組めます。

また、万葉の岬、羅漢の里など市の景勝地やまちの魅力を再確認し、既存の観光資源に磨きをかけるとともに、新たな資源を発掘し、賑わいの創出と交流を活性化していきます。

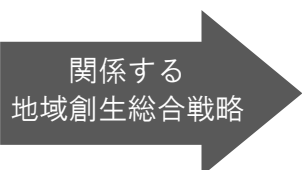
また、インバウンドへの対応を含め観光客をもてなす体制づくりを進めます。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
観光振興が十分に取組みられていると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
<p>① 魅力発信により観光客を誘致する</p>	<p>100年の歴史を持つ「相生ペーロン」の独自文化を観光に活用し交流を図ります。特に、教育型体験プログラムとして学校、企業の研修などに活用されている体験乗船を核とした市内観光ルートづくりなどを進めます。</p> <p>「相生かき」のブランド力と交通利便性を活かし、シーズンを通じて相生かきの産地での飲食、購買、宿泊などの観光につながる取り組みを推進します。</p> <p>また、観光における様々な交通手段に対応するため、JR 相生駅前のあいおい情報ラウンジ及び道の駅・海の駅あいおい白龍城の情報発信力と快適性を高め、団体旅行にも対応した観光受入体制を確立するなど、相生観光の顧客満足度と質の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相生ペーロン祭事業 ・羅漢の里もみじまつり事業 ・相生かきまつり事業 ・ペーロン海館管理事業 ・道の駅管理運営事業 ・観光協会推進事業
<p>② 広域観光を推進する</p>	<p>年間を通じ多くの観光客が訪れる姫路城など近隣の観光地から観光客を呼び込むため、県、近隣市町及び関係機関と連携した広域観光に取り組みます。</p> <p>西播磨地域の交通拠点である JR 相生駅前のあいおい情報ラウンジやふるさと応援大使などの情報発信力を活用し、市内の宿泊施設や交通事業者と連携し、広域観光を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと応援大使活用事業 ・観・交・商連携型地域活性化事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	観・交・商連携型地域活性化事業計画	平成29～



- 戦略目標2 施策3 あいおいプロモーション
- 戦略目標3 施策3 地域資源を活用した観光産業の確立

第3節 環境にやさしいまちづくり

基本施策4-3-1 豊かな自然環境の保全

現状と課題

近年の地球温暖化などの環境問題は、自然環境の破壊、温室効果ガスの排出などが原因と考えられていますが、世界的な環境への意識の高まりなどに対応し、自然環境の保全と活用を図る必要が求められています。

このような中、市民、事業者及び行政が環境保全に対する認識を持ち、それぞれの責任と役割により、自ら実践していく仕組みづくりが必要です。

基本方針

森の豊かな栄養分が川を流れ、海を育てるように自然の循環は環境に大きく関わっています。このため、循環の連鎖に配慮した多角的な視点で、自然環境の保全と活用を市民とともに展開し、豊かな自然を次世代に承継していきます。

また、市民自らが温室効果ガス排出量の削減に取り組めるよう、啓発と環境学習を展開します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
豊かな自然が保全されていると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 環境汚染 防止対策を 推進する	市民の住みよい環境を守るため、定められた環境基準の達成を目標とし、監視体制を充実させることで良好な環境を維持します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染常時監視網管理運営事業 ・ 水質汚濁調査運営事業 ・ 公害行政推進事業
② 環境保全活動 を推進する	相生湾を中心とした自然体験型環境学習を市民及び関係団体と協働で実施し、市民の自然や地球環境に対する関心を高め、保全活動につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境施策関連事業 ・ 自然公園管理事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	—	—



基本施策 4－3－2 環境衛生の保持

現状と課題

大量生産、大量消費、使い捨て型の生活様式及び嗜好の多様化の時代にあつて、本市の廃棄物の排出量は、分別収集の徹底により、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

しかしながら、依然として燃えるごみ・粗大ごみの中への資源物の混入及び不法投棄などは減少しておらず、更なる適正処理に努める必要があります。

また、斎場・墓地施設については、市民生活にとって不可欠な施設ですが、時代の流れ、価値観の変化などへの対応が求められています。

基本方針

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、ごみの分別の徹底により、ごみ排出量の減量化、不法投棄などを防止し、市民及び事業者の環境への意識向上を図るとともに、処理施設の効率的な運営を通じて、廃棄物の適正処理に努めます。

斎場・墓地施設は安らぎのある場となるよう、適正な管理を行い、また、多様なニーズに柔軟に対応できるよう努めます。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
クリーンなまちだと思ふ人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① ごみの 適正な処理を 推進する	<p>廃棄物の再資源化に取り組んでいますが、循環的な利用が行われていない廃棄物については適正な処理を進め、環境への負荷をできる限り低減します。</p> <p>また、老朽化する施設については延命化に取り組むとともに、広域的な処理を含めて、持続可能な処理方法の検討を行い、事業化に向け取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・塵芥収集事業 ・美化センター管理運営事業 ・リサイクルセンター管理運営事業 ・最終処分場管理運営事業
② し尿の適正な 処理をする	<p>し尿収集について、水洗化への移行を図りつつ、効率的な収集に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集事業
③ 感染症の蔓延 を予防する	<p>側溝などに発生する害虫などについては、地域の協力を得て、駆除を行うなど適切に対処します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生害虫駆除事業
④ 墓地などの適 正管理に努め る	<p>斎場の運営については、核家族化などに伴い、増加する家族葬など多様なニーズに柔軟に対応するとともに、施設について、点検及び計画的な改修により延命化を図ります。</p> <p>また、墓地需要の動向を正確に把握し、新たな市民ニーズに対応していくとともに、墓地全体の適切な管理運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀事業 ・ささゆり苑管理運営事業 ・市営墓地管理事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	一般廃棄物処理基本計画	令和3～令和12



第5章 暮らしを支える都市機能の整ったまち

第1節 快適に暮らせるまちづくり

基本施策5-1-1 快適な都市機能の維持

現状と課題

本市の下水道の普及率は97%に達していますが、今後は、下水道施設の効率的・計画的な修繕及び更新を行う必要があります。そのため、下水道事業経営を適正に行い、下水道の安定した維持管理を行うことが求められます。

また、経済物流を支えている国道から中心市街地への通過交通が問題となっており、安全で快適な道路網の整備と改良が必要です。さらに、市民の日常生活と密接にかかわる道路について、適切な維持管理のため、市内巡回による補修と計画的な整備が必要となります。

市街地では宅地開発、土地区画整理事業により、良好な住宅市街地が形成されていますが、土地の有効利用が図られていない区域もあり、秩序ある土地利用を誘導する必要があります。

基本方針

下水道施設や道路施設など日常生活に密着する公共インフラについては、計画的かつ効率的に整備及び維持管理を行い、快適な都市機能の維持に努めます。

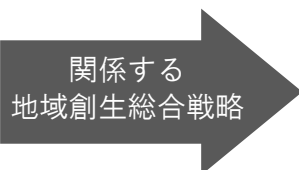
また、市域全体を見据えた中で、各地域の実情に合った土地利用を促進し、秩序あるまちづくりを計画的に進めます。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
都市機能が充実していると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 下水道事業の健全経営と維持管理を図る	下水道事業の適正な運営及び施設の維持管理により安定した汚水処理を行います。 また、使用料収入の安定、施設の維持管理コストの削減などにより、下水道事業の健全経営を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備事業 ・下水道管理事業 ・下水道施設長寿命化事業 ・個別排水処理施設維持管理事業
② 道路などの整備と適切な維持管理に努める	中心市街地への通過交通の回避と市街地間の一体性を高めるため、幹線道路などの整備の促進を図ります。 生活道路及び老朽化する橋梁の状態を適切に把握し、計画的な改良及び維持修繕を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁整備事業 ・道路橋梁維持管理事業 ・道路台帳整備事業
③ 秩序ある都市空間を形成する	土地利用の現況・地域特性などを考慮し、長期展望に基づき、都市施設の計画的な整備及び適正な土地利用を促進します。 また、土地の実態を正確に把握し、土地の有効活用及び保全を図るために、地籍調査を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用規制等対策事業 ・都市計画基礎調査事業 ・地籍調査事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	公共下水道事業計画	—
	橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画）	令和2～令和12
	トンネル個別施設計画（長寿命化修繕計画）	令和元～令和10
	第2次都市計画マスタープラン	平成28～令和18
	土地利用計画	令和2～令和12



基本施策 5-1-2 安心な住環境の保全

現状と課題

近年、台風や異常気象による豪雨などにより、全国各地で頻発している土砂災害、また、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震など、自然災害から住宅を守るための備えがこれまで以上に必要とされています。

公園及び緑地については、景観に配慮した整備や公共施設での緑化に取り組む必要があります。

公営住宅などについては、建物の老朽化及び入居者の高齢化が進んでいる中、入居者の安全性及び居住性の観点から、これらの課題に対応していく必要があります。

基本方針

地震などの自然災害から住宅を守るための予防対策を推進し、安心な住環境の保全に取り組みます。また、住宅需要などを考慮した公営住宅・市営住宅のあり方を検討します。

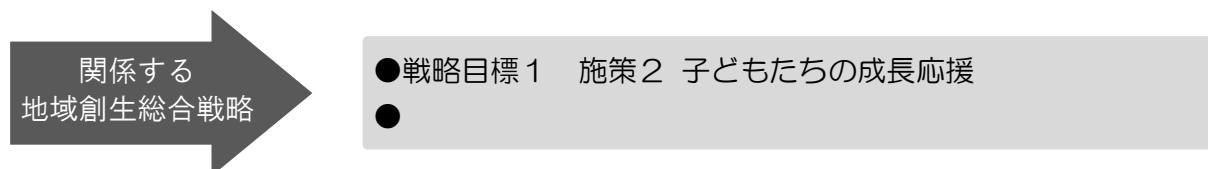
また、公園及び緑地については、快適な利用空間を確保し、景観の質的向上に努めていきます。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
快適に暮らせる住環境が整っていると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 住環境の整備 に努める	<p>土砂災害などの防止及び被害軽減のための対策を県と連携して推進します。</p> <p>また、一般住宅の地震に対する耐震化の促進について周知するとともに、支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊対策事業 ・住宅耐震改修促進事業 ・簡易耐震診断推進事業
② 公園、緑地の 保全を図る	<p>市民の憩いの場及び交流の場であり、災害時には避難場所にもなる公園及び緑地については、快適な利用空間の確保などに努めます。</p> <p>また、公園管理については、定期的な点検パトロールにより、適正な維持管理を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設維持管理事業
③ 公営住宅などの 適切な管理 に努める	<p>住宅セーフティネットとなる公営住宅について、今後の住宅需要を考慮しつつ、公営住宅・市営住宅のあり方について検討し、修繕及び更新を計画的に行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅維持管理事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	公営住宅等長寿命化計画	平成25～令和9



基本施策 5-1-3 港湾と河川の保全

現状と課題

相生湾は、地方港湾として、昭和40年に開港場に指定されており、湾全域が地方港湾相生港の港湾区域で、その管理者は兵庫県となっています。

港湾に関する需要は工業及び漁業のみならず防災機能、レクリエーションの場など多様化していることから、防災機能の強化及び海と触れ合う場の創出が求められています。

河川については県と連携して、治水・利水対策に取り組んできましたが、都市化の進展により、自然の河川が有すべき保水・遊水機能が低下し、浸水被害が発生しやすい状況にあるため、良好な河川環境を保全していく必要があります。

基本方針

港湾については、自然災害に対する備えのため、管理・保全などを県に要請し、有効利用を図ります。

河川については、計画的に改修を行いつつ、河川環境の保全を推進します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
港湾・河川が適正に管理されていると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 港湾の維持 管理及び 活用を図る	安全で快適な生活を確保するため、県と連携を図りながら、ポンプ場管理及び港湾管理により、安全の確保を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場管理事業 ・港湾管理事業 ・海岸美化対策事業
② 河川の保全を 図る	<p>安全で快適な生活を確保するため、県と連携して、浸水被害などの防災に配慮した護岸の改修及び適切な維持管理に取り組みます。</p> <p>また、地域住民と連携を図り、河川的环境保全に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等改修事業 ・河川愛護事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	—	—
	—	—



第2節 地域生産力の向上を目指すまちづくり

基本施策5-2-1 農林水産業の持続的発展

現状と課題

本市の農業は大規模農家、集落営農組織など担い手への農地利用の集積・集約化を図っていますが、兼業農家による稲作が中心です。他にメロン、ゆずなどの農作物を生産・販売し経営の安定化に取り組んでいますが、農業従事者の高齢化及び後継者不足により生産力の低下がみられるため、収益性の高い作物を生産することにより、都市近郊型農業の育成を図る必要があります。

農地については、ほ場整備事業は完了しているものの、水路、農道などの土地改良施設が老朽化しているため、維持管理及び更新事業が必要となっております。

林業については、森林の整備・保全を図ることを目的とし、余暇利用、健康づくりなど、森林と環境、健康などの関わり合いを重視した新たな視点で、多面的な資源の活用を図る必要があります。

水産業については、牡蠣のブランド化の取り組みによって、相生ブランドとして定着してきました。しかし、ノロウイルスなど、食品の安全確保及び異常気象による水質の変化に伴う漁獲高への影響などの対応が求められています。

基本方針

恵まれた気候風土を活かし、安全で安心な付加価値の高い農水産物を生産し、地産地消を推進します。

農業では、担い手の育成を行うとともに、生産技術及び経営技術の向上に取り組む、経営の安定化を図ります。また、土地改良施設の適正な管理及び更新を図ります。

林業では、森林の適正な管理を行いつつ、多機能資源としての機能向上を図ります。水産業では、漁場環境の保全と養殖産業を推進し、漁業経営の安定化を図ります。

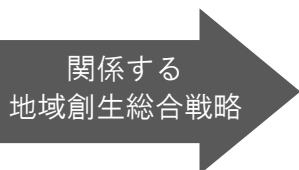
また、地域の特性を活かし、加工品の開発などを推進するとともに農水産物を活用した6次産業化の取り組みを推進します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
農林水産振興が十分に取組みられていると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 農業の振興を 図る	<p>担い手への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、農業経営者育成のための技術、経営指導などを行い、農業経営の安定化と後継者の育成を図ります。</p> <p>農地を守るため、シカ、イノシシなどの有害鳥獣対策を行うとともに、土地改良施設の維持管理を行い、農地の荒廃防止に努めます。</p> <p>メロン、ゆず、味噌などの特産品の安定的な生産を推進し、地域特産品の充実を図り、農産物直売所などを拠点とした全交流産業ネットワークを構築し、販売を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夢ある農村づくり推進事業 ・ 農業振興等奨励事業 ・ 有害鳥獣対策事業 ・ 土地改良事業
② 森林整備及び 保全を図る	<p>森林環境譲与税などを活用し、適正な森林の整備、管理を図ります。</p> <p>森林と親しむ施設の適正管理を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業振興事業 ・ 羅漢の里管理事業 ・ 林道維持修繕事業
③ 水産業の振興 を図る	<p>漁場の環境を保全し、「相生かき」の更なるブランド化を図るとともに、牡蠣、アサリなどの養殖産業を育成していくことにより、水産業経営の安定を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産業振興事業 ・ 水産物市場管理事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	農業振興地域整備計画	平成27～
	鳥獣被害防止計画	令和元～令和3
	森林整備計画	令和元～令和11



- 戦略目標3 施策2 農水産業の活性化
-

第6章 まちづくりを進める土台を強化する

第1節 安定した持続可能な行政経営

基本施策6-1-1 定住の促進と関係人口の拡大

現状と課題

人口減少社会において、まちの活力を維持していくためには、定住人口の維持及び交流人口の増加が重要となってきます。

そのため、市内外に広くその魅力を発信することにより、相生市の認知度・イメージを向上させるとともに、市民一人ひとりに相生市への愛着・誇りを育む必要があります。

基本方針

市民の住みよさの実感を高め、相生への愛着を醸成するとともに、市内外の多くの人に「選ばれるまち」を目指します。

また、本市の魅力・強みについて、市内外に戦略的及び継続的に発信することで、相生市の認知度・イメージの向上を図り、定住人口や関係人口の拡大を図ります。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
相生市に住み続けたいと思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① まちの認知度の向上を図る	<p>本市に興味を持ち調べる人が増える、また、魅力を感じ訪れる人及び定住する人が増えていくよう、戦略的なシティプロモーションを展開します。</p> <p>また、情報収集手段の多様化を踏まえ、本市の魅力を効果的に市内外に発信できる媒体による情報発信を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シティプロモーション事業 ・広報事業
② ふれあいのあるまちづくりを推進する	<p>市民総ぐるみのあいさつ運動などを展開することで、市民一人ひとりに本市に対する愛着を育む環境を推進します。</p> <p>また、異文化の理解を深める機会を提供するなど、多文化共生を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流事業 ・相生市民さわやかあいさつ運動事業
③ 住みやすいまちづくりを推進する	<p>定住に関する総合的な窓口を設置し、定住促進PRを展開します。</p> <p>また、選ばれるまちを目指し、住みやすいまちとなるよう地域創生施策を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得奨励金交付事業 ・企業立地促進事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	—	—
	—	—



基本施策 6-1-2 社会の変化に対応する組織と体制の充実

現状と課題

本市では、厳しい財政状況の下、市民サービスの向上及び効率的な行政運営のため、行財政健全化に取り組んでいます。

今後、人口減少、少子高齢化、個人の価値観の多様化などにより、市民ニーズが変化することが予想される中、更なる行政改革と社会の変化に対応した行政経営が求められています。

基本方針

人口減少社会、少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化・複雑化などの社会の変化に適切に対応した個性的で自立したまちづくりを推進します。

また、職員の意識改革と資質の向上を図り、効果的・効率的な行政経営を推進します。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
十分な市民サービスが提供できる市役所であると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 行政改革を 推進する	<p>行政評価により、各施策の進捗状況の把握に努めるとともに、必要性・効率性などの評価を行うことで、適切な行政経営を推進します。</p> <p>また、公共施設については、適切かつ計画的なマネジメントを行うことで、施設の保有床面積の最適化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革事業 行政評価システム推進事業
② 職員の資質 向上を図る	<p>職場研修、人事考課、昇任などを通じて、職員が常に学び、チャレンジできる職場風土を目指すとともに、各職員がコスト意識を持ちつつ、職務と職責を最大限発揮できる状態を目指します。</p> <p>また、市民に対し公平なサービスを提供するため、厳正な服務規律の確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修事業 労務管理事業
③ 電子自治体の 推進	<p>行政サービスの向上とともに、業務を効率的かつ正確・迅速に進めるため、各分野における情報システムの整備及び維持管理を計画的に行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> システム管理運営事業
④ 広域行政を 推進する	<p>生活圏の拡大に伴う広域的な行政需要、また、近隣市町との共通課題に対応するため、広域的な情報ネットワークを形成し、広域的な解決を図るとともに、事務の効率化を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広域行政事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	第6次定員適正化計画	令和3～令和7
	公共施設等総合管理計画	平成29～令和28



基本施策 6-1-3 安定した行政経営基盤の確立

現状と課題

社会的な人口減少の進行により市税収入が低迷している中で、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策経費などが増大しています。

このような中で、5年ごとに策定している行財政健全化計画を推進し、歳入の確保と歳出の抑制を図りつつ、持続可能な財政運営を行っています。

しかしながら、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策経費については、今後も増加が見込まれます。また、文化会館建設や公共施設の耐震化工事などによる地方債の償還が高い水準で推移し財政状況が厳しくなるため、今まで以上に中長期的な視点での財政運営が求められています。

これからも市民の信頼を高め、ニーズに的確に応えつつ、健全な行政運営を行っていくためには、自主財源の確保と将来への必要な投資との両立を図りながら、選択と集中による財源の有効活用を図っていくことが必要です。

基本方針

税収の確保を図るため、適正な課税と確実な収納に努め、受益者負担の適正化を目指します。

また、限られた財源を有効に活用し、中長期的に堅実で持続可能な財政運営を行います。

《めざそう値》

項目	R2 (現状)	めざそう値	
		R7	R12
十分な市民サービスが提供できる市役所であると思う人の割合			

取り組み事項	内 容	主な事業
① 健全な 財政運営を 行う	市民ニーズに的確に応えるため、選択と集中による効果的で効率的な事業を行い、災害などの緊急的な支出に備えながら、将来に過度な財政負担を残さないように、限られた財源を有効に活用し、中長期的に堅実で持続可能な財政運営を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整基金事業 ・ 減債基金事業
② 公有財産の 活用と管理を 推進する	<p>自主財源の確保を推進するため、売却可能地の処分を進め、公有財産の効果的・効率的な維持管理を行います。</p> <p>庁舎については、耐震化工事は完了しているものの、老朽化が進んでいることから、安全・安心で効率性に優れ、かつ、環境などへ配慮した新庁舎整備の検討を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有財産管理事業 ・ 庁舎管理事業
③ 公平な課税と 納税意識の 高揚を図る	<p>県税事務所・税務署などと連携し、市税の適正かつ公平・公正な賦課に努めます。また、租税教育を推進します。</p> <p>自主財源の確保・税負担の公平性の観点から、徴収率向上により効果のある方策を検討し、実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税等賦課徴収事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	第4期行財政健全化計画	令和3～令和7



余白

第4部 第2次相生市地域創生総合戦略

～相生市もっともっと活力上昇計画～

第1章 戦略目標

本市における第2次地域創生総合戦略は、国における第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、第2期兵庫県地域創生戦略などを踏まえながら、従来の枠組みを維持しつつ、第1次総合戦略から子育て世代をターゲットとして展開している子育て・教育施策及び定住促進施策を更に強化し、本市の地域資源を最大限に活用し、交流人口、定住人口の獲得及び地域経済の活性化を目指すため、以下の4つの戦略目標を定め推進します。

また、国において新たに、第2期地方創生の視点として示されています「SDGs」、「Society 5.0」、「民間との連携」、「多文化共生」、「インバウンド」などについても状況に応じて適切に対応していきます。

■第2次総合戦略の戦略目標

戦略目標 1 子育て応援のまち相生 ～自然増対策～

戦略目標 2 住みたい、帰りたいまち相生 ～社会増対策～

戦略目標 3 働く人の希望が叶うまち相生 ～産業活性化～

戦略目標 4 安全・安心で住み続けられるまち相生 ～元気づくり～

第2章 戦略目標別施策

戦略目標 1 子育て応援のまち相生 ～自然増対策～

基本方針

将来の本市を担う若い世代が希望を持って結婚をし、子どもを産み育てられるように、結婚から出産・子育て期に応じた切れ目のないきめ細やかな支援を行います。

また、地域全体で子育てを応援できる地域づくりを推進します。

数 値 目 標	基準値 (R 2)	目標値 (R 7)
合計特殊出生率		

施策 1 パパママ支援

子育て世代の経済的な負担軽減及び相談体制の構築を図ることによって、出産・子育ての希望を叶え、出生数を維持し、人口減少の抑制を図ります。

KPI (重要業績評価指標)	基準値 (R 2)	目標値 (R 7)
出生数		
子育てアプリの登録者数		

関係する基本施策 (主な事業)	
3-3-1 子育て環境の充実	(特定不妊治療費等補助事業 など)
3-3-2 子どもの健やかな発育の支援	(妊婦健康診査等補助事業 など)
4-1-1 安定した社会保障制度の推進	(こども医療費助成事業 など)

施策2 子どもたちの成長応援

子どもたちの生活の場、遊び場の確保など、子どもたちが健全で豊かな生活を送れる環境づくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）	基準値（R2）	目標値（R7）
保育所の待機児童数		

関係する基本施策（主な事業）	
1-1-1 学びの環境の充実	（放課後児童保育事業 など）
3-3-1 子育て環境の充実	（子育て家庭支援訪問事業 など）
3-3-2 子どもの健やかな発育の支援	（保育所等運営事業 など）
5-1-2 安心な住環境の保全	（公園施設維持管理事業 など）

施策3 地域の子育て応援

子育てを終えた経験豊かな市民、事業者及び地域が協働して地域全体で子育てを応援する地域づくりを進めます。また、子育て世代同士がつながる場の提供やネットワークの構築を支援します。

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
地域子育て支援拠点の利用者数		
子育て応援券利用可能事業者数		

関係する基本施策（主な事業）	
3-3-1 子育て環境の充実	（子育て学習活動推進事業 など）
3-3-2 子どもの健やかな発育の支援	（子育て応援券交付事業 など）

戦略目標 2 住みたい、帰りたいまち相生 ～社会増対策～

基本方針

本市からの転出抑制を図ることと併せて、転入者数を増やすため、各種定住施策を充実させます。また、移住・定住希望者に対する情報発信及び相談体制の推進を図ります。

さらに、教育環境は定住先を検討する上で重要視されていることから、本市ならではの特色を活かした英語教育の更なる充実を図るなど、子どもたちの将来に幸せを贈れるように幼児期から中学校までを見通した特色ある教育環境づくりを進め、相生市の教育のブランド化を図ります。

数 値 目 標	基準値 (R 2)	目標値 (R 7)
社会増減数		

施策 1 あいおい暮らしサポート

定住・移住を検討している人をサポートするために、各種助成を行うとともに、移住・定住相談会の開催など移住・定住希望者の積極的な呼び込みを行います。

KPI (重要業績評価指標)	基準値 (R 2)	目標値 (R 7)
移住・定住相談件数		
空き家バンクの物件登録件数		

関係する基本施策 (主な事業)	
4-2-1 安心して生活できる環境の整備	(空家等対策事業 など)
6-1-1 定住促進と関係人口の拡大	(新婚世帯家賃補助金交付事業 など)

施策2 子どもたちの未来を創るあいおいの教育

基礎・基本の定着などの学力向上に向けた教育施策を行いながら、グローバル化、情報技術の急速な発達など社会の変化への対応力などを育成するため、本市の特色を活かした取り組みを行います。

KPI（重要業績評価指標）	基準値（R2）	目標値（R7）
英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合		

関係する基本施策（主な事業）		
1-1-1 学びの環境の充実	（英語教育推進事業 など）	
1-1-2 知・徳・体の調和のとれた人材の育成	（学校給食運営事業 など）	

施策3 あいおいプロモーション

交通の利便性、豊かな自然環境、住みよい生活環境など本市の良さを知ってもらい、魅力を感じてもらえるように、市内外に効果的に発信するシティプロモーション活動を推進し、定住人口・関係人口の拡大に努めます。

KPI（重要業績評価指標）	基準値（R2）	目標値（R7）
HP閲覧者数		

関係する基本施策（主な事業）		
4-2-4 地域資源を活かした観光の振興	（ふるさと応援大使活用事業 など）	
6-1-1 定住の促進と関係人口の拡大	（シティプロモーション事業 など）	

戦略目標3 働く人の希望が叶うまち相生 ～産業活性化～

基本方針

播磨圏域連携中枢都市圏全体で経済成長を目指すとともに、企業、事業者の支援、創業の促進などにより、魅力ある地域産業づくりに取り組みながら、新たな雇用の創出に取り組みなど安心して働ける環境づくりを推進します。

また、本市の豊かな自然、歴史・文化などの地域資源を活用した観光振興を推進するとともに賑わいの創出と交流人口の増加を図ることにより、市内経済の活性化を図ります。

数 値 目 標	基準値（R2）	目標値（R7）
市内事業所従業者数		

施策1 魅力ある産業づくり

商工会議所及び連携中枢都市と連携し創業支援などに取り組み、様々な業種の企業・事業者が挑戦しやすいような環境づくりを行い、相生らしさあふれるビジネスの創出を図ります。

また、若い世代をはじめとする市内在住者、UIJターン希望者などが安心して市内企業で働けるようにマッチングなどの支援を行います。

KPI（重要業績評価指標）	基準値（R2）	目標値（R7）
新規創業者数		
支援策を受けて就職した人数		

関係する基本施策（主な事業）	
4-2-3 まちのにぎわいの創出	（商店街空き店舗等活用事業 など）
6-1-1 定住の促進と関係人口の拡大	（企業立地促進事業 など）

施策2 農水産業の活性化

本市の農水産業の活性化を図るため、生産性の向上、安定した経営基盤の確立、新規就農者の確保などを推進するとともに、農水産物を活用した6次産業化の取り組みを進めます。

KPI（重要業績評価指標）	基準値（R2）	目標値（R7）
新規就農者数		
6次産業化商品件数		

関係する基本施策（主な事業）	
5-2-1 農林水産業の持続的発展	（夢ある農村づくり推進事業 など）

施策3 地域資源を活用した観光振興

交通の利便性に加え、自然、文化、特産品など本市の有する地域資源を活用しながら、本市独自の観光振興に取り組みます。また、相生駅前情報ラウンジ、道の駅・海の駅あいおい白龍城などを活用した情報発信を推進します。

KPI（重要業績評価指標）	基準値（R2）	目標値（R7）
観光客数		
市内宿泊施設利用者数		

関係する基本施策（主な事業）	
4-2-4 地域資源を活用した観光の振興	（相生ペーロン祭事業 など）

戦略目標 4 安全・安心で住み続けられるまち相生 ～元気づくり～

基本方針

持続可能な定住性の高いまちを目指すため、災害に強いまちづくりの推進や地域の人をつなぐ仕組みづくりなどいつまでも健康で快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、多様な人材の活躍やSDGsなど新たな時代の要請にも適切に対応したまちづくりを推進します。

数値目標	基準値（R2）	目標値（R7）
相生市に住み続けたいと思う人の割合		

施策 1 安全・安心に暮らせるまちづくり

災害などに対する備えを充実させるとともに、地域の防犯灯・防犯カメラの設置を促進することにより、全ての市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）	基準値（R2）	目標値（R7）
刑法犯認知件数		
災害に対する備えは十分であると思う人の割合		

関係する基本施策（主な事業）	
2-1-1 安心して暮らせるまちづくりの推進	（地域防犯設備設置補助金事業など）
2-1-2 防災力の強化	（防災事業 など）
4-2-2 市民の協働によるまちづくりの推進	（消費者行政推進事業 など）

施策2 健康長寿なまちづくり

住み慣れたまちで、生きがいを持っていつまでも健康で暮らせるように、健康づくりの環境整備などに取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）	基準値（R2）	目標値（R7）
健康づくりと予防対策が充実していると思う人の割合		

関係する基本施策（主な事業）	
1-2-1 社会教育環境の充実	（高齢者教育事業 など）
3-4-2 健康づくりと予防対策の推進	（健康ポイント制度事業 など）
3-5-1 日常生活支援の充実	（高年クラブ等社会活動促進事業 など）
3-5-2 地域包括ケアの推進	（介護予防普及啓発事業 など）

施策3 多様な主体による連携・協働のまちづくり

誰もが地域活動に積極的に参加し、交流及び助け合いが促進できるよう、地域共生社会の実現及び地域コミュニティの形成を推進します。

KPI（重要業績評価指標）	基準値（R2）	目標値（R7）
協働によるまちづくりが進んでいると思う人の割合		

関係する基本施策（主な事業）	
3-1-1 地域福祉活動の充実	（社会福祉協議会活動事業 など）
4-2-2 市民の協働によるまちづくりの推進	（地域自治支援事業 など）
6-1-1 定住の促進と関係人口の拡大	（国際交流事業 など）